

令和6年 第3回

木古内町議会定例会会議録

令和6年9月 2日 開会

令和6年9月10日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和6年9月2日）	
議事日程	3
議会運営委員会報告書	5
議長諸報告	7
総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	9
開会・開議の宣告	13
日程第 1 会議録署名議員の指名	13
日程第 2 議会運営委員会報告	13
日程第 3 会期の決定	14
日程第 4 議長諸報告	14
日程第 5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告	15
日程第 6 町長及び教育長諸報告	17
日程第 7 一般質問	18
8 番 荻 部 礼 司	18
1 番 平 野 武 志	21
日程第 8 報告第 1 号 健全化判断比率及び資金不足比率について	35
日程第 9 議案第 1 号 令和6年度木古内町一般会計補正予算（第3号）	36
日程第 10 議案第 2 号 令和6年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	36
日程第 11 議案第 4 号 令和6年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算 （第2号）	36
日程第 12 議案第 3 号 令和6年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	49
日程第 13 議案第 5 号 令和6年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	50
日程第 14 議案第 6 号 令和6年度木古内町下水道事業会計補正予算（第1号）	52
日程第 15 議案第 7 号 公共施設等における年末年始の休日及び職員の年次有給休暇等 の付与単位の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定につ いて	52
日程第 16 議案第 8 号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	53
日程第 17 議案第 9 号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例制定について	54
日程第 18 議案第 10 号 木古内町指定金融機関の指定について	56
日程第 19 議案第 11 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する協議につ いて	60
日程第 20 同意案第 1 号 木古内町教育委員会委員の任命について	60

日程第21	同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	61
日程第22	認定第1号	令和5年度木古内町一般会計決算認定について	62
日程第23	認定第2号	令和5年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について	62
日程第24	認定第3号	令和5年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について	62
日程第25	認定第4号	令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について	62
日程第26	認定第5号	令和5年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について	62
日程第27	認定第6号	令和5年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について	62
日程第28	認定第7号	令和5年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について	62
日程第29	認定第8号	令和5年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について	62
日程第30	認定第9号	令和5年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について	62
日程第31	認定第10号	令和5年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定について	62
		休会の宣告	64
		会議録署名議員の署名	65

第2日目（令和6年9月10日）

		議事日程	66
		令和5年度木古内町決算審査特別委員会報告書	67
		開会・開議の宣告	69
日程第1		会議録署名議員の指名	69
日程第2		令和5年度木古内町決算審査特別委員会報告	69
日程第3	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	71
日程第4	意見書案第1号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	72
日程第5		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	73
		閉会の宣告	74
		会議録署名議員の署名	75

## 令和6年9月2日（月）第1号

- 開会日時 令和6年9月2日（月曜日）午前10時00分  
○ 休会日時 令和6年9月2日（月曜日）午後 3時25分
- 

・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	安齋彰	
2番	東出洋一	7番	相澤巧	
3番	廣瀬雅一	8番	苅部礼司	
4番	竹田努	9番	吉田裕幸	
5番	新井田昭男	議長	10番	又地信也

---

・欠席議員（なし）

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	藤澤義博
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	幅崎英樹
税務課長	阿部亮輔
会計管理者	阿部亮輔
町民課長	畑中正実
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
産業経済課長	中山啓
商工観光創生室長	福井弘生
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	西山敬二
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	加藤隆一
給食センター長	加藤隆一
農業委員会事務局長	中山啓
代表監査委員	柿崎重明

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	山下恵美

令和6年第3回定例会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	令和6年度木古内町一般会計補正予算（第3号）	6.9.2	原案可決
議案第2号	令和6年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	6.9.2	原案可決
議案第3号	令和6年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6.9.2	原案可決
議案第4号	令和6年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）	6.9.2	原案可決
議案第5号	令和6年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	6.9.2	原案可決
議案第6号	令和6年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6.9.2	原案可決
議案第7号	公共施設等における年末年始の休日及び職員の年次有給休暇等の付与単位の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	6.9.2	原案可決
議案第8号	木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	6.9.2	原案可決
議案第9号	木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	6.9.2	原案可決
議案第10号	木古内町指定金融機関の指定について	6.9.2	原案可決
議案第11号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する協議について	6.9.2	原案可決
同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について	6.9.2	原案同意
同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について	6.9.2	原案同意
報告第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について	6.9.2	報告済み

令和6年第3回定例会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
認定第1号	令和5年度木古内町一般会計決算認定について	6.9.2 令和5年度木古内町 決算審査特別委員会 に付託	
認定第2号	令和5年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定 について		
認定第3号	令和5年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認 定について		
認定第4号	令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算 認定について		
認定第5号	令和5年度木古内町簡易水道事業会計決算認定につ いて		
認定第6号	令和5年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決 算認定について		
認定第7号	令和5年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定 について		
認定第8号	令和5年度木古内町介護サービス事業特別会計決算 認定について		
認定第9号	令和5年度木古内町下水道事業特別会計決算認定に ついて		
認定第10号	令和5年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別 会計決算認定について		
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	6.9.10	原案承認
意見書案第1号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	6.9.10	原案可決
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認 について	6.9.10	承認

令和6年第3回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和6年9月2日（月）

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		町長及び教育長諸報告
7		一般質問
8	報告 第1号	健全化判断比率及び資金不足比率について
9	<b>議案 第1号</b>	<b>令和6年度木古内町一般会計補正予算（第3号）</b>
10	<b>議案 第2号</b>	<b>令和6年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</b>
11	<b>議案 第4号</b>	<b>令和6年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）</b>
12	議案 第3号	令和6年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
13	議案 第5号	令和6年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
14	議案 第6号	令和6年度木古内町下水道事業会計補正予算（第1号）
15	議案 第7号	公共施設等における年末年始の休日及び職員の年次有給休暇等の付与単位の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
16	議案 第8号	木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
17	議案 第9号	木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
18	議案 第10号	木古内町指定金融機関の指定について



日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
19	議案 第11号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する協議について
20	同意案第1号	木古内町教育委員会委員の任命について
21	同意案第2号	木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について
22	認定 第1号	令和5年度木古内町一般会計決算認定について
23	認定 第2号	令和5年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について
24	認定 第3号	令和5年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について
25	認定 第4号	令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について
26	認定 第5号	令和5年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について
27	認定 第6号	令和5年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について
28	認定 第7号	令和5年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について
29	認定 第8号	令和5年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について
30	認定 第9号	令和5年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について
31	認定 第10号	令和5年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定について

令和6年9月2日

木古内町議会  
議長 又 地 信 也 様

木古内町議会 議会運営委員会  
委員長 廣 瀬 雅 一

### 議会運営委員会報告書

令和6年第3回木古内町議会定例会にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

### 記

#### 1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
6.8.29	廣瀬、相澤 平野、新井田 安齋	なし	羽沢副町長、幅崎総務課長	片桐 山下

#### 2. 令和6年第3回木古内町議会定例会における議会運営について

- (1) 今定例会の会期については、9月2日から9月10日までの9日間としたい。  
2日は本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議、令和5年度各会計決算認定の上程を行う。  
9月6日～8日は休会日とする。(実質6日間)
- (2) 議事日程については、別紙配布のとおりである。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。
- (3) 付議案件は、議案11件、同意案2件、報告1件、認定10件、発議案1件、意見書案1件である。
- (4) 一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分間の時間制で実施するものとする。

#### 3. その他

- (1) 会議での呼称の変更について  
令和6年第3回定例会から本会議場で使用する呼称を、「何々君」から「何々議員」に変更するものとする。

(2) 諸報告に対する質疑について

議長諸報告及び町長、教育長の諸報告に対する質疑については、経過に関することのみとする。

(3) 令和6年第3回木古内町議会定例会におけるウイルス感染症対策について

- ① 議場内及び委員会室等でのマスク着用は自己の判断とする
- ② 議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。
- ③ 演台を使用した際はマイクの消毒を行う。

## 議長諸報告（令和6年第3回定例会提出）

令和6年第3回議会運営委員会（6月18日）以降における諸会議等の開催及び出席状況は次のとおりである。

月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
6月18日	第2回全員協議会	第5研修室	平野、東出、廣瀬 新井田、安齋、相澤 苅部、副議長、議長	
	木古内警察署の再編問題に関する説明会	第1研修室	東出、新井田、安齋 相澤、苅部、副議長 議長	
6月19日	サクラマス養殖実証試験の水揚げ	木古内漁港釜谷地区	竹田、相澤、苅部 議長	
6月20日	令和6年第2回木古内町議会定例会	議場	全議員	
6月22日	令和6年度渡島地方消防総合訓練大会	北斗市運動公園多目的広場	議長	
6月25日～ 6月27日	議会改革調査特別委員会行政視察	浦幌町、栗山町	全議員	
6月28日	第16回老人クラブスポーツレク大会	スポーツセンター	議長、苅部	
6月29日	令和6年度第3回きこない認定こども園運動会	きこない認定こども園グラウンド	副議長	
6月30日	佐女沼神社例祭並びに佐女川神社大祓祭	佐女川神社	議長	
	みなみ北海道ドローン利活用推進協議会設立記念フォーラム	中央公民館	新井田、安齋、苅部	
7月1日	第3回議会だより編集特別委員会	第5研修室	竹田、新井田、相澤 吉田、議長	
7月2日～ 7月3日	北海道町村議会議長会議員研修会	札幌コンベンションセンター	全議員	
7月5日	第2回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
	第74回社会を明るくする運動内閣総理大臣及び北海道知事メッセージ伝達式	役場前庭	全議員	
7月9日	第3回議会改革調査特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
7月18日	第4回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
7月19日	例月現金出納検査	第2研修室	東出	
7月20日	令和6年度渡島西部四町議会議員対抗スポーツ大会	福島町ファミリースポーツ公園パークゴルフ場	廣瀬、竹田、安齋 相澤、苅部、副議長 議長	
7月24日	第5回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
7月26日	上ノ国第二風力発電所竣工式	上ノ国町	議長	
	反核平和の火リレー	木古内町役場庁舎前	副議長、苅部	
	木古内を訪ねる会との交流会	ふるさとの森スキー場	議長	

月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
7月29日	監査委員決算審査	第2研修室	東出	
7月30日	第3回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
	自由民主党木古内支部令和6年第44回定期総会	石川屋	議長	
7月31日	監査委員決算審査	第2研修室	東出	
8月1日	監査委員決算審査	第2研修室	東出	
8月2日	監査委員決算審査	第2研修室	東出	
8月5日	監査委員決算審査	第2研修室	東出	
8月7日	向山じゅん木古内後援会発会式	木古内商工会	議長	
8月14日	例月現金出納検査	第2研修室	東出	
8月15日	きこない咸臨丸まつり2024『開会式』『咸臨丸セレモニー』	みそぎ公園	議長	
8月15日～ 8月17日	佐女川神社例大祭	佐女川神社	議長	
8月18日	令和6年度西野神社例大祭	西野神社	議長	
8月19日	令和6年度古泉神社例大祭	古泉神社	議長	
8月19日～ 8月20日	北海道町村議会議長会議会広報研修会	ポールスター札幌	相澤、竹田、副議長	
8月20日	令和6年度塩釜神社例大祭	塩釜神社	議長	
8月21日	第4回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
8月22日	渡島・檜山町村議会議長連絡会議	せたな町	議長	
8月23日	2024年度 地方議員・公務員向けサマースクール	第5研修室	平野、廣瀬、竹田 新井田、安齋、相澤 莉部、副議長	
8月26日	第4回議会改革調査特別委員会	第5研修室	全委員、議長	
	第3回定例会議員勉強会	第5研修室	全議員	
8月29日	第4回議会運営委員会	第5研修室	全委員、議長 副議長	

令和6年9月2日

木古内町議会

議長 又 地 信 也 様

木古内町議会 総務・経済常任委員会  
委員長 安 齋 彰

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
6.7.5	安齋、竹田、平野 東出、廣瀬、新井田 相澤、荻部、吉田、又地	なし	羽沢副町長 田畑まちづくり未来課長、中村主査 福井商工観光創生室長、中川主査	片桐 山下
6.7.30	安齋、竹田、平野 東出、廣瀬、新井田 相澤、荻部、吉田、又地	なし	羽沢副町長、幅崎総務課長 羽澤主査、中山産業経済課長 石川主査 福井商工観光創生室長、中川主査	片桐 山下
6.8.21	安齋、竹田、平野 東出、廣瀬、新井田 相澤、荻部、吉田、又地	なし	羽沢副町長、中山産業経済課長 西塚主査、鎌田主事 福井商工観光創生室長、中川主査 藤澤教育長、加藤生涯学習課長 太田主査	片桐 山下

2. 所管事務調査項目

(1) まちづくり未来課

- ①第7次振興計画基本計画について
- ②地域公共交通計画及び公共交通の現状について

(2) 商工観光創生室

- ①春の観光実績について
- ②アウトドアアクティビティ可能性検討会について
- ③アイアンマンぐるっと道南グルメまつり in KIKONAI の現況について

(3) 総務課

- ①木古内町一般会計財政収支推計について

(4) 産業経済課

- ①水産業の担い手対策について  
②木古内町町有林の現況について  
③有害鳥獣対策について

(5) 生涯学習課

- ①社会体育施設の現況について

(6) その他

- ①産業経済課  
・水産基盤整備事業  
・サーモン養殖事業  
②商工観光創生室  
・道の駅「みそぎの郷きこない」中長期計画について  
③病院事業  
・病院事業管理者の任命について

### 3. 調査報告

総務・経済常任委員会所管の事務調査について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告します。

(1) 第7次振興計画基本計画について

令和6年3月の定例会において提案された「第7次木古内町振興計画」であるが、今後は「木古内町振興計画検証委員会」がPDCAサイクルにより計画の見直しや、将来のまちづくりを担う人材を育成していくとしている。

この委員会の任期は2年間となっているが、若い世代の町民を積極的に選定するなどし、将来の木古内町に対しての意見を聴取できる体制づくりに期待をしたい。

(2) 地域公共交通計画及び公共交通の現状について

計画は完成したが、特に市街地以外の交通体系策が課題である。

スクールバスの運行実態、デマンドバスなどの新たな交通施策、ハイヤー業界への支援策など、住民が生活をするうえで利用しやすい公共交通のあり方を、再度「公共交通活性化協議会」の中で検討していただくとともに、各委員の意見もふまえて、今後、課題解決のためしっかりと進めていただきたい。

(3) 春の観光実績について

全ての観光スポットで伸び率が前年度を上回る結果となっており、大変喜ばしい状況となっている。一部観光スポットの維持管理が行き届いていない箇所が見受けられたため早急な改善を望む。

今後も交流人口の拡大のため、時季によってターゲットを絞った施策の検討を行い、観光需要を更に高める取り組みの強化に大きな期待を寄せる。

(4) アウトドアアクティビティ可能性検討会について

令和5年度に立ち上げた、「アウトドアアクティビティ可能性協議会」について、これまで検討会を3回開催したとの報告であったが、総じて取り組みが遅いと感じられる。

アウトドアアクティビティに関しては、町の自然環境を活かして交流人口の増加を目指す重要な施策であると考えられることから、専門的な知識を有する「コーディネーター」の起用も必要ではないかとの声もあった。

協議会のなかでしっかりと議論をしていただき、町の新たな観光資源として、さらなる交流人口の増加に向け、積極的に取り組んでいただきたい。

(5) 木古内町一般会計財政収支推計について

木古内町一般会計財政収支計画についての調査であったが、健全化判断比率の中の実質公債費比率、将来負担比率も問題がなく財政収支計画を策定する必要がないため、財政収支の推計として説明を受けた。

今後の財政運営については、人口減少による歳入減に対応しながら、収支が赤字にならないよう大胆かつ堅実な政策を打ち出し、重点戦略やまちづくりの目標に向け、理想とする木古内町になるような取り組みを期待する。

(6) 水産業の担い手対策について

町の水産業については、漁家数も毎年減少しており、また漁獲高も秋サケの不良により2千万円ほど減少しているなど極めて厳しい状況であるとの説明であった。

また、北海道が行っているサクラマス等の養殖事業の実験や囲い礁の設置など、将来の町の水産業を守っていく基盤を作ってはいるが、即効性は期待できないと感じざるを得ない。

行政は、「漁業者チャレンジ応援補助金」を創設し、漁具等の購入支援策や、水産資源の維持確保のための稚貝等の購入補助などを行ってきているが、こうした町の取り組みも思うような実績が伴わず残念に感じる。

新規漁業者確保については「地域おこし協力隊」を募集しているが、現在受け入れをしている1名も最終年度を迎えており、このまま木古内町に定住し、今後漁家として生活が可能なのか懸念される。

募集については引き続き積極的なプロモーション活動を継続して行っており希望者もいるとの事だが、収入面や家族の生活環境の変化に対する不安要素を取り除くための方策と効果的な広報活動を行い、就業者が増えるよう取り組んでいただきたい。



い。

「漁業者チャレンジ応援補助金」の支援は令和6年度までとなっているので、今後は新規就業する漁業者に対する事柄も含め、より効率的な政策の計画に期待する。

(7) 木古内町町有林の現況について

今回の現地調査では、佐女川地区における更新伐及び植栽を施業した箇所の状況を、ドローンによる上空からの映像で確認した。

主要樹種における林齢については、主伐期を迎えた51年生を超えるものが8割を占めているが、毎年計画的に間伐や皆伐等を行い林齢が平準化するように植栽を実施している。

植栽する樹種はスギが主であるとの事だが、今後の利活用を考え、樹種の選定も含め適切な施業管理に期待する。

(8) 社会体育施設の現況について

6箇所の体育施設を現地調査した。

どの施設も改修等が実施され整備も行き届いており、おおむね良好な状況であると思われる。

しかし、パークゴルフ場については、芝が枯れている箇所が目立っており、プレーに影響する懸念が指摘された。

町内外の利用者に好評価な施設でもあるため、利用者の状況を踏まえ、また、今後の推計等を十分考慮したうえで施設の維持管理について検討していただきたい。

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也議員) ただいまから、令和6年第3回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、タブレットに配信のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

6番 安齋 彰議員、7番 相澤 巧議員。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也議員) 日程第2 議会運営委員会報告。

令和6年6月20日に開かれました、令和6年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 3番 廣瀬雅一議員。

○3番(廣瀬雅一議員) 皆さん、おはようございます。

令和6年9月2日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 廣瀬雅一。

議会運営委員会報告書。

令和6年第3回木古内町議会定例会にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記 1. 会議開催状況。

開催日 令和6年8月29日、出席委員 廣瀬、相澤、平野、新井田、安齋委員でございます。

欠席委員はありません。説明員 羽沢副町長、幅崎総務課長、事務局 片桐局長、山下主査。

2. 令和6年第3回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1) 今定例会の会期については、9月2日から9月10日までの9日間としたい。

2日は本会議を開催し、一般質問、補正予算等の議案審議、令和5年度各会計決算認定の上程を行う。

9月6日から8日は休会日とする。実質6日間でございます。

(2)議事日程については、別紙配付のとおりである。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案11件、同意案2件、報告1件、認定10件、発議案1件、意見書案1件である。

(4)一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分間の時間制で実施するものとする。

3.その他。

(1)会議での呼称変更について。

令和6年第3回定例会から本会議場で使用する呼称を、「何々君」から「何々議員」に変更するものとする。

(2)諸報告に対する質疑について。

議長諸報告及び町長、教育長の諸報告に対する質疑については、経過に関するものとする。

(3)令和6年第3回木古内町議会定例会におけるウイルス感染症対策について。

①議場内及び委員会室等でのマスク着用は自己の判断とする。

②議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。

③演台を使用した際はマイクの消毒を行う。以上でございます。

○議長(又地信也議員) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也議員) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から9月10日までの9日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期につきましては、本日から9月10日までの9日間と決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也議員) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、タブレットに配信のとおりでありますので、これを省略いたします。

### 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也議員) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和6年6月20日に開かれました、令和6年第2回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 6番 安齋 彰議員。

○6番(安齋 彰議員) 令和6年9月2日 木古内町議会議長 又地信也様。木古内町議会総務・経済常任委員会 委員長 安齋 彰。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

総務・経済常任委員会の所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記 1. 会議開催状況。

開催日 令和6年7月5日、出席委員 安齋、竹田、平野、東出、廣瀬、新井田、相澤、苅部、吉田、又地委員で、10名全員であり、欠席委員はありません。説明員は、羽沢副町長、田畑まちづくり未来課長、中村主査、福井(弘) 商工観光創生室長、中川主査、事務局 片桐局長、山下主査でございます。

令和6年7月30日、出席委員は10名で全員で、欠席委員はありません。説明員は、羽沢副町長、幅崎総務課長、羽澤(真) 主査、中山産業経済課長、石川主査、福井(弘) 商工観光創生室長、中川主査、事務局は片桐局長、山下主査でございます。

令和6年8月21日、出席委員は10名全員で、欠席委員はありません。説明員は、羽沢副町長、中山産業経済課長、西塚主査、鎌田主事、福井(弘) 商工観光創生室長、中川主査、藤澤教育長、加藤生涯学習課長、太田主査、事務局は片桐局長、山下主査でございます。

2. 所管事務調査項目。

(1) まちづくり未来課、①第7次振興計画基本計画について、②地域公共交通計画及び公共交通の現状について。

(2) 商工観光創生室、①春の観光実績について、②アウトドアアクティビティ可能性検討会について、③アイアンマンぐるっと道南グルメまつり in KIKONAIの現況について。

(3) 総務課、①木古内町一般会計財政収支推計について。

(4) 産業経済課、①水産業の担い手対策について、②木古内町町有林の現況について、③有害鳥獣対策について。

(5) 生涯学習課、①社会体育施設の現況について。

(6) その他、①産業経済課、水産基盤整備事業、サーモン養殖事業、②商工観光創生室、道の駅みそぎの郷きこない中長期計画について、③病院事業、病院事業管理者の任命について。以上でございます。

3. 調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務調査について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 第7次振興計画基本計画について。

令和6年3月の定例会において提案された第7次木古内町振興計画であるが、今後は木古内町振興計画検証委員会がP D C Aサイクルにより計画の見直しや、将来のまちづくりを担う人材を育成していくとしている。

この委員会の任期は2年となっているが、若い世代の町民を積極的に選定するなどし、将来の木古内町に対しての意見を聴取できる体制づくりに期待をしたい。

(2) 地域公共交通計画及び公共交通の現状について。

計画は完成したが、特に市街地以外の交通体系策が課題である。

スクールバスの運行実態、デマンドバスなどの新たな交通施策、ハイヤー業界への支援策など、住民が生活をする上で利用しやすい公共交通のあり方を再度、公共交通活性化協議会の中で検討していただくとともに、各委員の意見も踏まえて、今後、課題解決のためしっかりと進めていただきたい。

(3) 春の観光実績について。

全ての観光スポットで伸び率が前年度を上回る結果となっており、大変喜ばしい状況となっている。一部、観光スポットの維持管理が行き届いていない箇所が見受けられたため、早急な改善を望む。

今後も交流人口の拡大のため、時季によってターゲットを絞った施策の検討を行い、観光需要をさらに高める取り組みの強化に大きな期待を寄せる。

(4) アウトドアアクティビティ可能性検討会について。

令和5年度に立ち上げた、アウトドアアクティビティ可能性協議会について、これまで検討会を3回開催したとの報告であったが、総じて取り組みが遅いと感じられる。

アウトドアアクティビティに関しては、町の自然環境を活かして交流人口の増加を目指す重要な施策であると考えられることから、専門的な知識を有するコーディネーターの起用も必要ではないかとの声もあった。

協議会の中でしっかりと議論をしていただき、町の新たな観光資源として、さらなる交流人口の増加に向け、積極的に取り組んでいただきたい。

(5) 木古内町一般会計財政収支推計について。

木古内町一般会計財政収支計画についての調査であったが、健全化判断比率の中の実質公債費比率、将来負担比率も問題がなく財政収支計画を策定する必要がないため、財政収支の推計として説明を受けた。

今後の財政運営については、人口減少による歳入減に対応しながら、収支が赤字にならないよう大胆かつ堅実な政策を打ち出し、重点戦略やまちづくりの目標に向け、理想とする木古内町になるような取り組みを期待する。

(6) 水産業の担い手対策について。

町の水産業については、漁家数も毎年減少しており、また漁獲高も秋サケの不良により2,000万円ほど減少しているなど、極めて厳しい状況であるとの説明であった。

また、北海道が行っているサクラマス等の養殖事業の実験や囲い礁の設置など、将来の町の水産業を守っていく基盤を作ってはいるが、即効性は期待できないと感じざるを得ない。

行政は、漁業者チャレンジ応援補助金を創設し、漁具等の購入支援策や、水産資源の維持確保のための稚貝等の購入補助などを行ってきたが、こうした町の取り組みも思うような実績が伴わず残念に感じる。

新規漁業者確保については、地域おこし協力隊を募集しているが、現在受け入れをしている1名も最終年度を迎えており、このまま木古内町に定住し、今後、漁家として生活が可能なのか懸念される。

募集については引き続き、積極的なプロモーション活動を継続して行っており、希望者もいるとのことだが、収入面や家族の生活環境の変化に対応する不安要素を取り除くための方策と効果的な広報活動を行い、就業者が増えるよう取り組んでいただきたい。

漁業者チャレンジ応援補助金の支援は令和6年度までとなっているので、今後は新規就業する漁業者に対する事柄も含め、より効率的な政策の計画に期待する。

(7) 木古内町町有林の現況について。

今回の現地調査では、佐女川地区における更新伐及び植栽を施業した箇所状況を、ドローンによる上空からの映像で確認した。

主要樹種における林齢については、主伐期を迎えた51年生を超えるものが8割を占めているが、毎年計画的に間伐や皆伐等を行い、林齢が平準化するように植栽を実施している。

植栽する樹種はスギが主であるとのことだが、今後の利活用を考え、樹種の選定も含め適切な施業管理に期待する。

(8) 社会体育施設の現況について。

6箇所の体育施設を現地調査した。どの施設も改修等が実施され整備も行き届いており、概ね良好な状況であると思われる。

しかし、パークゴルフ場については、芝が枯れている箇所が目立っており、プレーに影響する懸念が指摘された。

町内外の利用者に好評価な施設でもあるため、利用者の状況を踏まえ、また、今後の推計等を十分考慮した上で、施設の維持管理について検討していただきたい。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告を終了いたします。

## 町長及び教育長諸報告

**○議長(又地信也議員)** 日程第6 町長及び教育長諸報告。

町長及び教育長諸報告につきましては、タブレットに配信のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 一 般 質 問

○議長(又地信也議員) 日程第7 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、通告書の順によって行うことにいたします。

はじめに8番 荻部礼司議員。

○8番(荻部礼司議員) 8番 荻部でございます。

ちょっとはじめての一般質問で、いろいろ至らない点があるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

高齢者福祉サービスの方向性について、町長に伺います。

当町の人口減少、高齢化が進んでいく中、町では高齢者に対する福祉サービスの充実を図ることが直近の課題であると思ひます。そんな中、高齢者等福祉サービス利用券を交付しておりますが、町民の皆様のお話をお聞きする限りでは、「ハイヤーと入浴しか使えないので、ほかの利用方法を考えてほしい」と言うようなお話もいろいろ聞いております。それで、制度に対する新たな要望もいろいろ耳にしております。

それで今後、ますます中高齢者が増えていく町の現状を考えた時、全ての高齢者に寄り添い、高齢者が木古内町に住んで良かったと思ひていただく福祉のまちづくりを目指すべきであると思ひます。

そこで、現在実施している高齢者等福祉サービス利用券交付事業について、一度事業の検証が必要ではないかと思ひますが、町長の見解を伺いたひと思ひます。

また、町長がお考えになっていらっしゃる高齢者向けの新たなサービスの提供、福祉のまちづくりの将来の展望についてお聞かせいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長(又地信也議員) 答弁を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 8番 荻部議員の質問にお答ひいたします。

高齢者福祉サービス利用券交付事業は、高齢者及び重度身体障がい者の心身の保養、健康の保持、日常生活の利便、そして社会参加の促進を目的として、平成29年から高齢者等入浴無料券交付事業としてスタートをさせていただき、令和3年度から現在の事業名に変更をして実施させていただいております。

この事業は、高齢者の皆様日々の生活をより豊かに送るための重要な施策であります。

制度の目的を達成するために責任をもって取り組んでまいりたいと思ひているところでございます。

町では、利用券の利便性や利用率の向上を図るために随時検証を行い、事業内容の見直しを行っております。

平成30年度には、高齢者の対象年齢を75歳以上から70歳以上に拡大し、令和3年度からはハイヤーを利用対象に追加いたしました。

また、令和5年度からは交付申請を不要として、対象者全員に利用券を郵送し、令和6年度からは福祉タクシーの利用も可能とし、年間利用額も6,000円から7,200円へと2割の増額をしているところでございます。

これによりまして、令和3年度以降、利用者は年々上昇し、令和5年度の利用率は51.5%に達している状況でございます。

このように、常に事業内容の見直しを行い、今後も町民の皆様の声を真摯に受け止めながら、事業の目的に沿った改善を進めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、令和2年の4月就任以降、高齢者向けの新たな政策についても積極的に取り組んでおります。

例えばですが、屋根の雪下ろし等助成制度の事業の拡大、通信機能付きLED電球「安心見守りサービス事業」、水道基本料金の負担軽減、声かけ訪問世帯への花の配付事業、心房細動を早期発見するバイタルトラッカー無償貸し出し事業、特殊詐欺等被害防止機能付き電話機購入補助、補聴器購入補助、加えて今年度からは带状疱疹ワクチン接種費用の助成、熱中症対策としてのエアコン購入費補助やクーリングシェルターの設置、省エネ家電普及促進事業、介護用品の給付事業の拡大など、高齢者の皆様や地域のニーズを反映した福祉政策を展開をさせていただいております。

これらの事業は、皆様からの貴重なご意見やご提言をもとに実現をさせていただきました。

今後も持続可能な福祉のまちづくりを目指して、地域の声をしっかりと受け止め、形にしていく所存であります。

福祉政策に関する政策というのは年々、増加しているというのが現状でございます。

以上のように、町はG o T o町長室やお出かけ町長室など、多様な機会を通じて町民の皆様の声に耳を傾け、徹底した町民目線で寄り添ってまいります。

高齢者の皆様が「木古内町に住んで良かった」とそう思っただけのよう、思いやりのある優しい福祉のまちづくりを進めていく所存でございます。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 8番 苺部礼司議員。

**○8番(苺部礼司議員)** 鈴木町長、ご回答ありがとうございました。よく理解のほうはさせていただきました。

しかしながら、利用券の件につきまして、いろいろ町民のかたからご意見をお聞きした中で、ハイヤーと利用券以外に例えば元気なかたであればパークゴルフで使えるだとか、あと徒歩圏に店があるということであれば、お店でも使えるとかってというようなご意見もいただいております。

あと、やはりタクシー券ということであれば、町場にお住まいのかたであれば利用機会も非常に多いかと思うんですけれども、釜谷ですとか泉沢のかた、あとは遠方のかたですと町場に1回出れば往復でほぼなくなるような金額というのもちよっとお話の中で出てまいりましたけれども、その辺につきましてどのようにお考えになっているかよろしく願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 苺部議員の再質問にお答えさせていただきます。

3点ほどかと思えます。まず、パークゴルフについてですが、様々な機会を通じてニーズの把握に努めてまいります。これは、一度目の答弁でもさせていただいたとおりでございます。

次の商品券等と私は受け止めたんですが、この事業というのはあくまでも健康を守って、外出を支援をするというのが事業の目的であります。そういった意味では、この事業は概ね、



目的には近づいているだろうと思っております。もし様々な声があった場合は、基本的には別の事業として展開をするそういったことを町として考えております。これは、目的のほかにも財源の問題もあります。これ財源があるとかないとかではなくて、国や北海道の補助金を使う場合、そういった場面に様々な事業の内容というものが極めて重要になりますので、基本的に今回の目的から大きく外れるような事業については、新たな事業として別枠で考えていくというのが基本的な考えであります。

また遠い、遠方からのかたがハイヤーを距離がありますから、使う金額も増えてしまうというところがございます。そういった現状、町としてしっかりと把握をしておりますが、現時点ではご近所の方々や友人のかたと乗り合わせをするなど利用方法の工夫等をしていただければ幸いです。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 8番 苅部礼司議員。

**○8番(苅部礼司議員)** ありがとうございます。

しかしながら、いまそれ以外でということであれば、例えばいま木古内では独自にデマンドバス等の施策がまだ行われていないような状況だと思えるんですけども、それでやはり買い物ですとかそういったニーズも非常に高いと思います。

それで、目的の一つで日常生活の利便性と社会参加の推進という目的のもとで、利用券の事業はあるかと思うんですけども、そういったことを考えるとその辺もう少し例えば買い物に出かけるかたのために函バスですとかいさりび鉄道も使えるだとかというようなことも考えられるんじゃないかなとは思っています。その辺、町長がおっしゃられたご近所のかたと乗り合わせとかっていうのも非常に有効かと思うんですけども、それ以外に町として移動手段等はどのようにお考えになられているのかちょっとお聞きしたいと思えます。

**○議長(又地信也議員)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 苅部議員の再質問でございますが、移動手段の質問ということで受け止めてよろしいですね。もちろん全てそういったニーズがあれば、町としてどういったものがあればいいかというのはもちろん判断するというところで、一度目と二度目の答弁でさせていただいたとおりでございますので、ご理解いただければと思います。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 8番 苅部礼司議員。

**○8番(苅部礼司議員)** ありがとうございます。

町長のおっしゃっていらっしゃることもよく理解はさせていただきました。それで、ちょっと最後になります。私からの提案ということで、お聞きいただければと思うんですけども、いろいろ難しい点はあるとは思いますが、いま現在、医療機関の送迎バス運行されていらっしゃるかと思うんですけども、統計を見ますと1日平均8人しか利用していないというような状況を考えますと、そういったバスの空きを利用して買い物のために利用できるようにするとか、いろいろとほかとの絡みがあつて難しいかと思うんですけども、そういったような話もいろいろ伺っておりますので、町民のかたから。そういったことで、いろいろと今後も積極的に施策を実行していただければありがたいと思えます。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 苅部議員の再質問にお答えをさせていただきます。

このたびの一般質問は、高齢者等福祉サービス利用券の方向性についてということで、質問をいただきました。

町として、いま医療バスのお話がありました、議員から。町として、目的にあったもので、使えるものは全て使うというのは基本的な考えであり、高齢者の皆さんが安心して暮らすために、町としていままではこうだったからこのルールを守らなきゃいけないではなくて、なにかルールがさらに拡充をしたりとか利便性が増す、そういった取り組みというのは極めて有効であると受け止めています。

ただその一方で、議員にお伝えしたいことが様々な高齢者福祉の政策を展開をさせていただいて、一度目の答弁をさせていただいたほかにも、福祉灯油を増額させていただいたりとか、ごみ袋の袋にしても一人暮らしの高齢者のかたからの声があって100の袋を出したりとか、夏はエアコンがあったりとか、本当に365日とおして様々な角度から政策を展開することが極めて大事と思っています。一つの高齢者政策で、全て解決できるようなものはないと思っています。ですので、議員からご提言いただいたように、今後もしっかりと声を聞かせていただきながら、事業の展開をしていきたいと思っています。

ただ、同規模の自治体で残念ながら高齢者福祉の政策というものを減少傾向にあるというそういった自治体も多くあります。そのような中、町では年々増加傾向にある。これは、しっかりと外から財源を稼ぎながら、健全な財政運営をしているというところが根拠になるわけですが、しっかりと高齢者の皆様が安心して生活できるように町として全力で取り組んでまいることをお誓い申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 8番 荻部礼司議員。

**○8番(荻部礼司議員)** 今後いろいろな施策を積極的に推進していただくことを願って、私の一般質問とさせていただきます。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 8番 荻部礼司議員の一般質問を終わります。

次に1番 平野武志議員の一般質問を行います。

1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** 1番 平野です。

本日の一般質問は2項目を通告しておりまして、どちらの質問も教育関連、子育て世帯や教育現場に関連する内容であります。

これまで教育長はもちろん、町長も教育には大変熱心で熱い政策を展開してきておりますので、答弁については大変楽しみにしているところでございます。

決して、なにがだめだという話ではなくて、子どもたちや保護者、また関連する職員の皆様方が安心して教育に打ち込める環境づくりについて、建設的な議論ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

あと話変わりますけれども、きのうの防災教育フェスです。私も少しお邪魔させていただいたんですけども、職員はもちろんのこと、ボランティアスタッフはじめ、たくさんのお手伝いのかたがいて、たくさん企画があって、大変素晴らしいフェスだったなと感じております。その中で、町民の参加だったり一部課題も残ったと思いますので、次年度以降も継続するという思いをお聞きしましたので期待しておりますし、私も個人的にもまた議会としてもなにか協力の体制を整えればいいんじゃないのかなと個人的には思いました。

まずをもって、大変素晴らしいフェスだったということをお借りして、どうしても申し上げたかったのでお伝えさせていただきます。

それでは、通告書を読み上げますので、よろしくお願いいたします。

1項目目は、きこない認定こども園の現状と課題についてでございます。

令和4年の保育園統合により、当町では認定こども園が開園してから2年以上が経過いたしました。町も施設の建設や整備に対する補助を行い、子どもたちのための環境整備はもちろんですが、こども園の経営の安定にも尽力するとそのようなことを宣言したことを覚えております。

全国的なニュースでは、職員の一斉退職、また保育士不足による急な閉園、また園児がバスに置き去りにされ、お亡くなりになるといった痛ましい事故などが報道されております。

きこない認定こども園は、これらのようなことがないようにしっかりと対策を講じているとは思いますが、そのようなことで聞いております。

町としてこれらの諸課題をどのように共有され、また検討、または実行をしているのか下記の番号に沿ってお伺いいたします。

①番、これまで職員（保育士を含む）不足は生じていないか。②番、国は保育士の働く環境の改善を掲げておりますが、当町ではそれらを現場に反映されているのか。③番、保護者の声、または地域のニーズなど幅広く声を拾った中で、満足度などその逆も含めてどの程度把握をしているか。④番、待機児童この現状を踏まえた解決策や支援策を町として検討しているか。以上について、お伺いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 答弁を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 1番 平野議員の質問にお答えをいたします。

きこない認定こども園において、現在、職員の不足は確認されておられません。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項、及び北海道認定こども園の認定の要件、並びに設備及び運営の基準を定める条例に基づいて、配置基準をしっかりと満たしながら、安定した運営を続けているわけであります。これは、町といたしましても保育士の確保や職場環境の整備に対する支援を積極的に行ってきた成果であると考えているところでございます。

2点目でございますが、保育士の働く環境改善についてでございます。

保育士の処遇改善は、子どもたちに質の高い保育を提供する上で、最も重要な課題の一つであります。令和4年の2月からは認定こども園の職員の給与を約3%程度引き上げる措置を実施いたしました。

さらに、令和6年7月に北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を開始する条例が施行されました。職員が1人で対応する園児の数を減らし、よりきめ細やかな保育が行われる体制を整えたわけであります。

このように国の政策にしっかりと対応しつつ、町としても独自の取り組みを進め、保育士が安心して働ける環境づくりを推進してまいります。

3. 保護者の声や地域のニーズの把握についてでございます。

きこない認定こども園では、家庭や地域社会との連帯を深め、幼児教育、家庭養育の補完を行い、人と人との関わりや遊びを通じて、心身の健やかな成長を目指し、園の運営に取り組んでおります。保護者と連携を密にし、大切な声を運営に反映させる取り組みも強化しております。

例えばございますが、個人面談やちびっこフェスティバルなどの行事を通じて、保護者同

士の交流を深めつつ、意見を伺う機会を設けております。

これらの様々な取り組みにより、保護者から寄せられる苦情はほとんどなく、満足度は非常に高いと認識しております。

また、町としてもG o T o町長室などを通じて、保護者や保育士との意見交換を行い、引き続き子どもたちの健やかな成長を支える環境を整え、認定こども園に対する支援や保護者、子どもたちの声をしっかりと受け止め、健やか成長を見守ってまいりたいと考えております。

#### 4. 待機児童の現状と支援策についてでございます。

待機児童とは、町から保育の必要性の認定を受けたかたが認定こども園などを利用できない状態のことをいい、現在、当町においては待機児童はおりません。しかし、これに満足することなく、認定こども園と協議を重ね、全ての子どもたちが適切に受け入れられるよう努めてまいります。

令和4年度からは、町独自の政策といたしまして、保育料を完全無償化し、全ての子どもたちが認定こども園を利用できるようになりました。これによりまして、女性の社会進出を後押しするだけでなく、男性の育児参加を推進するための環境も整えています。

育児というものは、男性と女性がともに力をあわせること、そのことが極めて重要でありますので、引き続き父母ともに育児に参加できるよう、育児と仕事の両立など環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、0・1歳児の入園希望者が増加傾向にありますので、職員の増員や受入体制の強化を図り、子どもの安全を最優先で対応させていただいている状況だということでございます。

特に、0・1歳児の年度途中からの入園を希望される場合については、保護者と密に連携し、子どもの発育状況を総合的に判断した上で、計画的で安全な入園を進めております。

支援策や解決策としては、以下のような取り組みを現在、検討しております。

一つ目でございます。保育士や職員の確保に向けて、町からの人材派遣や連携の強化であります。2点目は、高校や大学との連携を通じて、保育士を目指す若者を町長推薦枠で進学する支援であります。3点目は、保育士の働く環境の向上や報酬の増額でございます。

4点目は、企業や個人事業主との連携を通じた育児休暇の推進支援であります。

今後は、出産前後の早期段階から認定こども園の利用ニーズを把握をして、令和7年度に向けた総合的な支援体制の整備に向けて、認定こども園と協議を重ねてまいります。

町としては、未来を担う子どもたちの健全な成長を支えるために、全力を尽くしてまいります。私自身、町長であると同時に、幼児の父親でもあります。この町で育つ全ての子どもたちが、安心して健やかに成長できるその環境を地域全体で守り続けること、それが私に最も重要な一つの使命であり、心からの願いであります。以上で、答弁を終わります。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** たったいま町長からも児童・園児の父親であるというお言葉で、町長のお子様もこちらのこども園に通われていると思うんですけども、町長自身は父母会のなにか役職ってやられているんですか。

**○議長(又地信也議員)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 平野議員の再質問は、私のプライベートの質問で大変恐縮でございますけれども、ただ町長を就任させていただく前は、父母の会ですとか、父母の会の副会長を務めさせていただきましたが、現在は一父母として、また町、町長として様々な角度から、

子どもたちや園、そして保護者の皆様と交流をさせていただいているという現状でございます。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** プライベートなことを聞いたらだめなんでしょうか。私だめじゃない認識をしているんですけども、いまおっしゃったとおり以前は父母会の役員もやられていて、いま現在も父母会の一会員として子どもたちを見守っているという立場から、今回の答弁もより認定こども園の内容を熟知され、また様々な熱い思いがあり、しっかりと手を差し伸べているなということが伝わりました。

順番に確認なんですけれども、まず1番の職員の不足でしたり、2番の働く環境の部分については、答弁をお聞きして大変安心したところでございます。

その中で、これまでも町として保育士の確保の支援を積極的に行ってきたと記載があるんですけども、それは具体的にどここの部分をおっしゃっているのかお聞かせください。

**○議長(又地信也議員)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 認定こども園として運営開始する前後につきましては、大きくいままでの木古内保育園と運営の形が変わるわけでありまして、そのタイミングで町としても職員の募集に対して、元役場職員のかたとかそういった保育士の経験、免許等があるかたに積極的に町としてもお声がけをして、職員、保育士の確保に協力をしてきたということでございます。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** わかりました。

あと、4番です。待機児童、この言葉は全国的にもこの言葉が出てから20数年経ちましょうか。国では、20年くらい前に待機児童ゼロ政策ということ掲げたわけですが、全国的にはなかなか待機児童がゼロにならないという現状があります。そうは言っても多くは都心部、人口の多いところがほぼほぼ待機児童の数だと思います。

また、この田舎でも一部やはりこども園の数、教職員の数の都合により、入れないっていう事例もあります。ただ、待機児童っていう言葉が捉え方と言いますか一応ルールがありまして、答弁では待機児童ゼロと書いてあります。全国的にも待機児童の数え方が自治体によって異なるようで、待機児童の正式な数は括めていないというのが現状のようです。

それで、木古内の私が聞いた事例は、待機児童ゼロと申すものの、実際入園に向けて相談したら現状は入れないというお言葉をいただいた事例がございます。そこについては、きっと「0・1歳児の」というところからきっと説明された部分だと思うんですけども、こちら町長が思う待機児童ゼロっていう感覚と、実際に入園の相談をした段階で入れないかもしれないという思った親御さん、または施設の説明の捉え方の違いと言いますか、その辺のちょっと共通認識が不足しているのかなと個人的に思うんですけども、その具体的な部分について把握している部分があれば、園側見解でもよろしいですし、お聞かせいただきたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

**○議長(又地信也議員)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 保護者や園、それぞれの認識がどのように、認識の違いで子どもたちの保育に影響があってはならないと大卒で言うとそのような質問かと思えます。

これは、できれば前後の背景も答弁させていただいたほうが議員にしっかりと状況をお伝

えできると思うので、少しだけ背景も含めて答弁をさせていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。現在、認定こども園は職員の配置基準というもので、園児1人あたりの面積基準が定められております。一度目の答弁でもさせていただいたように、もちろんその基準の中でできない認定こども園も対応している状況にあります。

特に、0歳児については、3人に1人の保育士。そして、1・2歳児は6人に1人の職員が必要となります。配置基準といまの現状をあわせると、1人ずつ認定こども園はさらに職員が多い状況、万全の状況で保育をさせていただいているというのがいまの現状です。受け入れ側の職員数というものも極めて大事なんですが、大変判断が難しいところというのが現状で、定員55名ということになっております。施設として最大20%までの受け入れが可能でございますから、約66名まで将来的には伸びしろがあるという事実もあります。ただし、配置計画において保育士の職員の数を配置をして、0・1歳児については1人ずつ多い状況でいまやらせていただいている、まずそれがいまの現状でございます。

その中で、保育料の完全無償化というものを町として進めたことにより、女性の社会進出や男性と女性、それぞれが育児と仕事を両立できる環境を町として新たにそこからはじまったという認識があります。そういった意味では、議員ご指摘の部分はおそらく0・1歳児のかたの質問かと受け止めますが、増加傾向にあるというのが園の状況であります。

それで、例えばですけれども個別の案件というのが、小さな町で小さな園でございますから、より家庭環境とか住んでいる地域ですとか、兄弟の数ですとか、個別の案件が個人が特定できることもあるので、私のほうで慎重な言葉を選びながら答弁をさせていただいております。

いずれにいたしましても、様々なお声があるとおります。そういった声をこども園として町としてどう受け止めるか、そういったものをやはり強化をしなくてはならないと思っております。

また、幼児の発育というのは、子どもによって全然違います。そういった意味でも本当に園だけの受入体制だけではなくて、職場の働く環境そういった部分もしっかりと整備をしなきゃいけないと思っております。

ですので、議員からの質問にひとことで返すとするならば、いままで以上に入園する時のプロセスをもっとわかりやすく、まだ未就学のご家庭に案内をする。若しくは、出産前後の状況からしっかりとご意向を確認をして、その子どもたちが入園できるタイミングにあわせて、最善の体制を整えるということがいま私から答弁できる内容でございますので、ご理解をいただければとそのように思っております。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** これまでの経緯も含めて、丁寧な答弁をいただきましたし、重々理解しましたし、ただ1点先ほども伝えたとおり、申し込んだ保護者さんとのしっかりと園側も説明はされていると思うんですけれども、やはりその行き違いがあることによつてのこの待機児童扱いという認識になってしまったのかな。そこについては、町長もしっかりとした丁寧な説明もというお言葉もいただきましたので、今後はそのようなことが思い違いがないように丁寧な説明をしていくといただきましたので、取り組んでいただきたいと思います。

一般質問をするにあたり、様々な政策を提言しようと思ったんですけれども、最後の支援策・解決策として新しいことがどんどん出されてきて、事前に打ち合わせしましたか、して

いないですよ。まさに保育士、職員確保に向けての町からの人材派遣や連携、高校や大学との連携を通じ、保育士を目指す若者を推薦枠で進学の支援するだとか、特に保育園の今後将来の不安というのは働き手不足、そこに力入れをする。園の運営を直接守るってということではなく、側面から支援していくって政策の考えもお聞きできましたので、しっかりと認定こども園について考えているんだなというところは聞きました。そうは言っても、たった一つしかない未就学児童を受け入れる施設ですので、よく都会でニュースに載るようなことが一度でも起きれば、その未就学児の行く場所がなくなるということになりかねませんので、そこは認定こども園さんがしっかり法人として取り組んではおられると思いますが、町もしっかり状況を共有し、町としても様々な角度から支援をしていくという思いを再度確認して、この1項目目は終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長(又地信也議員)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 平野議員の再質問でございます。

地域によっては、園児の数が減少してきて空いている施設を部屋をどうするかとか、そういったマイナスの議論が行われている自治体もある一方で、町として一つの認定こども園になったとはいえ、様々な政策を総合的に展開をして、いまちょうどいいバランスのとれた運営をしているというふうに思っております。これもひとえに町だけではなくて、議員の皆様や保護者の皆様、地域の皆様のご理解があったおかげで、木古内の子どもたちはいま健やかに成長をして、日々を園で過ごさせていただいているという状況であります。

そして、待機児童という言葉の表現から、私も町として本当にいままでやってきたけれども、園とまた連携をしてどこまでできるのかと。それがこども園になって2年4か月は、正直手探りの中で園長をはじめ職員の皆さん、保育士の皆さん、本当に努力してやってきたんですが、概ね運営する形が見えてきましたので、今後はさらなる満足につながるようにやっていきたいと思っています。

ただ、もう一つだけ言わせていただくとすると、子どもの立場になって考えることというのも私は思っております。園の受入体制や働く環境、育児と仕事の両立だけではなくて、子どもも3か月で首が据わったり、4か月で声を出して笑ったり、5か月で寝返りをしたりとか、人見知りをしたりですとか、離乳食がはじまったりですとか、座れるようになったりですとか、基本的な発育というのはあるんですけども、ただ子どもによって全く違うと。

ですので、できれば本当に大切な期間、1歳ぐらいまでの大切な期間はおそらく子どもの立場からすると、お父さんやお母さんやご家庭でいたほうが幸せな時期なんだろうなとそのように推測するわけであります。

いずれにしても、どんな小さな声にもしっかりと対応する、真摯に対応するということが大切でありますので、園と力をあわせながらも今回議員からは、聞くことが極めて大切だよということを教えていただいたと思います。私、日々、園に行っていますので、いろんな声を聞くんですが、ただ、だからこそ見えない部分もあるのかなと思ったりもしました。

ですので、議員がまたそれぞれの声を聞いて教えてくれたというのは、とても感謝をしています。ただ、聞く先にはやはり見て、経験をして、それを政策に移すということが町として大事だと思っておりますので、ぜひ議員にも一度認定こども園に足を運んでいただいて、保育士の先生方の働いている姿や子どもたちの姿を一緒に見ていただいて、さらなる環境の向上にご尽力をいただきたいとそのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** 最後の町長の答弁次第ではスムーズに終わる予定だったんですけども、町長、失言と言いますか、町長の見解で1歳児までは家庭で育てていただきたい。それは、あくまで町長の個人的思いであり、様々な家庭環境がある中、当然親が見たくても保育園に預けなければいけない事情があって、実際認定こども園も受入体制をとっているわけですから、そこは1歳までは家庭で見るのが理想だっていう言葉は、ちょっと私は失言だと感じました。

あと、認定こども園に私顔を出したことがあります、もちろん。そこの働いている保育士のかたといろいろ情報交換でしたり、保護者のかたと情報交換も過去にしてきました。2年半でしょうか。ですので、1回行ってみてくださいという言葉も、まるで行っていなくてなにも知らないで一般質問をしているんじゃないかというふうに私捉えましたので、いまの2点についてもう一度見解をお願いします。

**○議長(又地信也議員)** 町長。

**○町長(鈴木慎也君)** 子どもの環境という部分で、役場だったり園だったり、仕事と両立だったり、子どもの立場になって保育園の環境を整えていくというそういった目線も大事ではないかということから、一つの例として12か月、1歳ぐらいといったので、ただ様々な家庭環境もあるのももちろんですし、0歳、半年からでも園に入れる環境は整えておりますので、もし私の適切な発言をするように気を付けて発言したつもりですが、そのように受け止めてしまったとするならば、そこは訂正をしたいなと思っております。

あと、園にぜひ一度見ていただきたいというのは、私の思いでもありますし、園側の思いでもあります。ですので、この一般質問を通じて、この言葉は園の言葉でもあるので、お伝えをさせていただきました。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** 町長と答弁者に教育長と私書いたんですけども、教育長からなにかありますか。いいですか、この件に関して、ないですか。

いずれにしても、町長は大変この認定こども園に対して保護者だからということではなくて、大変思い入れがあることも伝わりましたし、私も同じように健やかな子どもたちの成長のために働く環境、そして保護者が安心安全でこども園に預けられるような思いから、1人の不具合と言いますか思い違いがあってほしくないということで、このような一般質問を提出したわけでございます。

たくさんの今後の考えというか政策も含めて、考えを聞けたので良かったです。これで、1項目目は終えたいと思います。

続いて、2項目目にまいります。

こちらは、教育長に答弁していただくという一般質問となっております。

児童・生徒のいじめや不登校、これらの実態と課題についてをお伺いいたします。

少子高齢化が進む現代においても、全国的に不登校の児童生徒の人数は大変増加していると。原因としては、精神的不安などが最も多く、いじめや人間関係が多くの割合を占めております。

町長や教育長は、当町の教育に対する思いは大変熱く、多岐にわたる施策を講じておりま



すが、1人の不幸も見逃さない観点から、いじめや不登校問題の解決は必要不可欠でありますし、それらに関連する質問について、番号に沿ってお聞きいたします。

①番、まずはこれまでの見解を含めてということで、過去から現在までのいじめの把握件数と不登校児童生徒の実態をお知らせいただきたいです。

これらの案件に関して、児童生徒、ご本人、そして教職員、保護者、そして教育委員及び教育委員会などがどのように対応され、これまで取り組んできたかの実態をお知らせいただきたいです。

それらを施してきた中で、対応できなかった課題だったりももちろんあると思うんですけども、それらについてはプロジェクトマネージャー、このたび採用されて指導やいま補正で上がっております総合教育会議の回数が増えた、これらのことでまた諸課題を解決に向けて取り組んでいくのかなというふうには私は想像するんですけども、それらの具体的なプランがあればお聞かせいただきたいと思います。

実際に不登校になられたいじめを受けた児童生徒はもちろん、保護者だったりへの具体的な支援策はなにか実行されているか、あるいは今後検討されているかをお聞きいたします。

**○議長(又地信也議員)** 教育長。

**○教育長(藤澤義博君)** まず冒頭に、先ほどは昨日行いました、木古内教育防災フェスに対しまして、平野議員から温かいお言葉を頂戴し、本当にありがとうございます。遠くから遠方から駆けつけたボランティアスタッフ並びに町職員一丸となった、きのうのイベントに関しましては、本当にお言葉は励みになるというふうに思いますので、これからも町民が安心して安全に暮らせるまちづくりに教育委員会としても一生懸命寄与してまいりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいま1番 平野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずはじめに、児童生徒のいじめ、不登校の実態に関しましてですが、児童生徒に対し現在、北海道いじめ防止基本方針及び木古内町いじめ対策基本方針に基づき、毎年定期的に実施しています、いじめアンケート結果による件数となりますが、ご報告をさせていただきます。

まず、令和3年度から5年度の件数をお知らせいたします。

小学校におきましては、令和3年度7件、令和4年度及び令和5年度は0件でした。

続きまして、中学校ですが令和3年度におきましては8件、令和4年度4件、令和5年度におきましては13件となっております。

中学校において、件数が増加傾向にございますが、これはアンケート項目の内容によって、以前は「冷やかしか、からかい」を言われたこと、また「けんか」や「ふざけあい」がいじめとして認知数に入っておりませんでした。このたび北海道いじめ防止基本方針により、この「けんか」や「ふざけあい」についてもいじめと定義され、些細な事案についても背景にある実情に調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとなり、認知するアンケート結果が増加傾向にあるという状況においておりますが、現段階においては、全て解決済みとなっております。

次に、不登校の実態でございます。

不登校の定義についてですが、これは年間30日以上欠席したものが不登校として認知されることとなります。

こちら令和3年度から令和5年度の件数をまずはお知らせいたします。

小学校におきましては、令和3年度は0件、令和4年度で1件、令和5年度で5件となります。

また、中学校におきましては、令和3年度3件、令和4年度3件、令和5年度3件となっております。

主な要因といたしましては、病欠や学習の遅れによるものとなっておりますけれども、対応といたしましては現在、GIGAスクール構想によってタブレット端末1人、1台支給がございますので、そういったタブレットを活用したオンラインでのサポート授業などで対応をしております。

次に、②についての質問についてお答えをさせていただきます。

現在、こういったケースが発生した時の対応状況についてですけれども、児童生徒に対しましてはまずは担任や生徒指導部、及びスクールカウンセラーによる相談、指導などのサポートを実施しております。

また教職員、学校の対応については、いじめ・不登校対策委員会を開催し、それぞれの案件について、情報共有をしさらに対応なども行っております。学校全体が解決に向けて、取り組む体制として取り組んでございます。

また、保護者への対応といたしましては、学校の指導状況や各家庭内での状況を共有し、家庭内での指導を行っておるところでございます。

さらに教育委員会においては、そういったケースなどにつき発生したものに関しては、各委員会で共有をさせていただいておりますし、毎年実施しているいじめに関するアンケート調査結果を情報共有しながら、各委員の皆さんからの助言・指導を受けながら、それを学校と連携をし、各学校との解決に向けて取り組んでいる状況でございます。

続きまして、仮にそういった課題・問題が解決できない大きな重大な事案が発生した場合についてなんですけれども、まずこれは首長部局との総合教育会議について、総合教育会議の設置要綱により、所掌事務の一つとして「児童、生徒などの生命若しくは身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき重大事態の措置について行うこと」となっていることから、重大事態の案件についての措置について講ずることとなっております。

そこで、学校や教育委員会が対応できない課題などが発生した場合については、町長が専門的な知識及び経験を有する第三者の組織を設け、調査を行うこととなります。

なお、このたび町のほうで採用していただきますプロジェクトマネージャーについては、様々な案件での橋渡し、調整役としての役割もございまして、こういったことから学校連携との仲における助言・指導及び調整役として関わりをしていただくということになっております。

続きまして、児童生徒や保護者への具体的な支援策、実行・検討などについてお答えいたします。

具体的な支援策につきましては、町ではスクールカウンセラーを1名採用しておりますので、小中学校において児童生徒及び教職員、保護者に対して相談対応などを実施させていただいております。

それぞれのケースによって、関係機関と連携しながら対応を行っており、個別に早期対応を実施しております。

また、北海道こども相談支援センターによるサポート支援などの活用も相談があった際に、紹介をしてございます。

いずれにしましても、教育委員会といたしましては、今後もしじめ防止対策や不登校対策をしっかりと進め、児童生徒が安心安全に学校生活を送れることができるよう全力で学校連携並びに保護者連携、地域連携を行いながら、学びの環境づくりに努めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** 冒頭になにがだめってという話ではなく、建設的なのという話をしたものですから、答弁に対してこれはだめってという思いも心の中にもあるんですけども、なにからお話しましょうか。

まず、件数を調べていただきありがとうございます。実際、生徒数・児童数が少なくなっても小学校に関しては、いじめは0件だよということでしょうけれども、実際の中学校のいじめ案件、不登校案件はあるという実態でございます。

ここに不登校の定義ということで、30日以上が一応この件数ですよということです。どの年度にどの学年だとかそういう話をしてしまうとちょっと個人特定にもなりますので、私のこれから話す事例はことしに限ってということじゃなくて、もっと過去に遡ってのことも含めてということでお聞きいただきたいんですけども、不登校の定義、年間30日っていうのは結構な日数ですよ。もっと少ない日数、例えばいじめという言葉が適切かわかりませんが、ちょっとしたSNSでの誹謗・中傷だったりだとか、あるいは教職員に対する指導をいただいた部分の悩みでしたりだとか、原因は様々なんですけれども、一週間休んだとか年間とおして二週間休んだとかっていう事例は、もっともっと思えるんです。不登校という件数を3件だよって多いか少ないのか、0件になるに越したことはないんですけども、私はもっともっ件数って細かい、休みも含めると多いと思っていて、それに対してどのように大人がケアしていくのかっていうのが今回の一般質問の趣旨でございます。

それで、やはり保護者や教育委員会はもちろんなんですけれども、やはり学校現場で一番携わっていただくのが教職員の皆様方です。過去にも様々な教職員の質の向上でしたりだとかを取り組んでいただいているとは思いますが、現状ここに記載してある教職員の対応については、「いじめ・不登校対策委員会を開催し」とありますけれども、この出席の先生の内訳ってあるいは回数ってどのような内容になっているかまずお聞きいたします。

**○議長(又地信也議員)** 生涯学習課長。

**○生涯学習課長(加藤隆一君)** ただいま平野議員の質問の問いですが、いじめ対策委員会開催回数ということで、基本的には月に1回、学校内の委員会なので教職員、校長はじめ、学校内の対応のいじめ・不登校の対策委員会となりまして、基本は月に1回程度を実施しておりまして、事案が発生した場合は、さらに回数を小まめに行うということとなっております。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** 月に1回もやられているんですか。多いですね。ちょっとびっくりしました。ということは、1クラスあるいはクラスの中の1名、個別の案件に対しても全教職員が共有しているっていう認識でよろしいんですか。

**○議長(又地信也議員)** 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) 先ほどの答弁一つだけ、毎月というのは事案が発生した場合には月に1回最低でも行うということで、ちょっといきすぎた答弁で大変申し訳ございません。月に1回ではなくて、事案が発生すると最低月1回は行うという回答でございます。

○議長(又地信也議員) 1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) 参加人数は全職員ですか、それとも一部の教職員ですか。

○議長(又地信也議員) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) 参加人数は、全教職員です。

○議長(又地信也議員) 1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) たまたまこの一般質問を通告したあとにその前にもいろいろと各自自治体の対策ですとか対応を調べていたんですけども、たまたま通告後の新聞に鹿部町の教育委員会主催の研修会というのが記事に載っていて、なにが大事かと言うと不登校でしたり未然の防止が大事だということで、教育委員会が主催をして全教員が出席して研修を行っているという事例です。いま加藤課長の話ですと、事案があった時に限り開催するという事なんですけれども、このいま事例に出した鹿部町のように未然、たまたま鹿部町で最近新聞に載ったのでほかの自治体でもっといろいろこのような取り組みはしているのはご承知のことだと思いますけれども、当町の教職員の未然防止に対する研修でしたり、教育委員会と共同して共有しているそのような研修会って現状どうでしょうか。

○議長(又地信也議員) 教育長。

○教育長(藤澤義博君) ただいまの平野議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町のほうでは、いま私が就任してからこのいじめ・不登校に関するだけの教職員研修というのは開催をしておりますけれども、というのはこれはいま学校の中で、我々しっかり学校長が中心となって日々職員とこういった事例が発生しないように、学校長を中心に職員と一緒に事例を共有しながら、人数も少ない学校ですからしっかり学校長が職員と一緒に日々実施、研修も含めて共有をしているというふうに私は認識をしております。

ですから、当町においてはそういった学校内の中で、しっかり職員同士がコミュニケーションをとって議員がおっしゃるように、未然に防ぐ対策も一緒になって日々取り組んでいるというふうにご理解をいただければというふうに思います。

また今後に関しましては、いま具体的な内容の事案、SNSやインターネット、また今後はそういったAIを活用したフェイクニュースなど、ありとあらゆる環境が変わってきていますので、そういったところからいままさしく今年度そういうネット対策・ネットいじめによる対策なども講じるために今後、教職員だけでなく我々職員も含め、あと保護者も含めて、全町的なそういったネット対策等なども踏まえて、姿・形を変えていざ、いつ、どこで子どもたちがそういう被害に遭わないようにするためにも我々対策を練っていく必要があるというふうにご考えておりましたので、今後そういった職員を対象にした勉強会やセミナーを開催する予定にしておりましたので、ご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

○議長(又地信也議員) 1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) 今後の考えも含めて概ね理解しました。いまさらこのいじめや不登校の事の重大さについては、この場で話さなくてももちろん理解していることと思います。

事例じゃないですけども、やはり学校にいる職員の全てのかたが同じ事案に対しての情

報の共有ももちろんですけども、接し方のマニュアルも含めて対応をやらなければいけないという観点から、生徒が1名の子が辛いことがありました。まず第一避難所じゃないですけども、保健室に逃げ込んで、そのあと担任の先生なのか教科の先生が対応してっていう事柄が多々起こり得るんです。そこには、複数名の学校の職員います。教職員含むかたが関わるんですけども、やはりその先生によって個人差もありますので、対応が差異があるっていうのが実情です。中には、それらの対応された教職員、大人のかたの言葉でさらに傷ついたっていう事例も中にはあるんです、過去を遡ると。現在、スクールカウンセラーのかたも来ていただいていますけれども、はたしてそのスクールカウンセラー、教職員のかたとの連携がなっているのかなというのが一部連携不足だと感ずるところがありまして、また教職員のかたの考え方、価値観と保護者の考え方が全く違い、話の行き違いになる事例、または保護者に全く伝えられていない事例、多々あるんですよ。それらを全てが全て100%、全員に共有するっていうのももちろん子どもたちの立場だったりもありますから、難しいかとは思いますが、いま教育長が言われた未然防止の対策の研修もやられるということで、私も聞いた限り体験した限りで、多くの事例を持ち合わせていますので、それはあくまでそのことを責め立てるのではなくて、こういう事例によって辛いことが起きました、なのでそうならないために皆で共有していきましょうということが大事だと思いますので、過去にあった大変なことを伏せるのではなくて、逆にそれを開いて研修に活かしていただきたいと思います。

当町については、小学校も中学校も1校しかありませんから、仮に小中学校が複数ある都道府県・市町村でしたら学校区域を変えて、違う校区に転校と言いますかそういう事例も作れるんですけども、この木古内に限ってはそういうこともできませんし、じゃあどうしてもその学校に行きたくなくなった子のことをどう考えるんだという部分をいまなにか持ち合わせているのかどうかをお聞きしたいのと、例えばフリースクールだとかそういう部分についての考えがあるか。これはちょっとマイナス思考というかそういう事案が起きたことの対策っていうことで聞くことになるんですけども、いま現在の考えが持ち合わせているのであればお聞かせいただきたいと思います。

**○議長(又地信也議員)** 教育長。

**○教育長(藤澤義博君)** ただいま平野議員の再質問について、お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、本当に私自身もこの教育、子育てに関しましては、いじめ・不登校に関しましては、特に被害者も加害者も作らない、そういった教育を体制をとっていきたくと私自身考えておりますので、それぞれの事案・ケース・内容によって、慎重に対応をしていくことが求められているというふうに考えております。

ですので、そういったおっしゃるとおり、まずは発生させない。なによりもそういうことが起こさせない予防措置っていうのは、当然重要になってくることだというふうに思っておりますので、今後も過去にあった事例等などは特にこの当町においては、発生させないようにしっかりと体制を作っていきたいと思っておりますし考えておりますし、またいまコロナもあってなかなか各家庭や地域とのコミュニケーション不足も否めないというふうに私自身も考えておりますので、今年度に関しましては両学校長をはじめ、教職員とのコミュニケーションを密にできるような環境づくりとあわせて、PTAの組織との連携をしながら学校もしっかりと家庭環境との連携を図りながら、問題の早期発見、そして未然防止対策をいま取り

組んでいるところでございます。ただし、しかしながら、先生方の教職員の異動やそういった環境が毎年変わっていきますので、そういった中においてはまずは教職員同士のしっかりとコミュニケーションが早期にとって、連携が図れるような学校環境づくり、経営というのを両校長と毎月行われております定例会において、校長会・教頭会において、しっかりと共有をしながらいま取り組んでいるところでございますので、今後も皆様方と一緒に連携しながらこういった子どもたちの学びの環境というのを築きあげていきたいというふうに考えております。

また、もし不登校児童やなかなか学校に通えない、そして学校で学べないような環境に馴染めないような児童・生徒がいる場合においては、発生した場合においては、いま個別的な教室を設けさせていただいて、個別にサポートする体制を現にとっております。実際に何名かそういった短期ですけれども、そういった形でまずは徐々に通常級や通学環境に慣れていくように、いま教職員と一緒に取り組んでいるところでございます。

もしそういった長期にわたる学習支援が必要なケースの場合は、当然ながら教育委員会としてもサードプレイス、第三の居場所作りというのも今後、検討していく必要があるというふうに思っておりますので、状況に応じて即座に対応できる体制づくりというのも教職員と一緒に教育委員さんと協力しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** ちょっと私自身、話が先走ってフリースクールの題名まで出してしまうんですけども、すでに学校内での個別の指導だったり、先ほどの答弁にもおっしゃっていたとおり、タブレットがいま全員にあたっているのも、そのタブレットを通じての授業の遅れを取り戻す取り組みもやられているということなので、当然この先のさらに第三のというところの政策までも早々と打ち出す必要はないのかもしれないけれども、そういう事例が実際多くなっているのも事実で、多くの近年自治体ではフリースクールの支援策等も打ち出して、仮に子どもがそうやって学校不登校になっても違う道もあるんだという安心感があることによって、逆にとどまるっていう事例もありますので、事案があったから政策を打ち出すのではなくて、事案が起こる前に政策として検討していくってことが私は必要だと思っておりますので、そういう意味での質問だったということで理解していただきたいと思っております。

あと戻りますけれども、やはり教職員が生徒・児童に接するにあたっての不具合と言いますか、そこは生徒・児童にもそうなんですけれども、保護者との共有ができていない事案が多いという部分について、やはり十数年前からモンスターペアレントという恐ろしい言葉が生まれたように、保護者の学校関係者あるいは教育委員会に対するものすごいかたの名称なんですけれども、やはりそういう対策と言いますか、教職員も大変な思いをされる時代背景もあって、また少し怒ると校内暴力じゃないですけども、大変な環境にあるなと思います、先生方も。ただ、やはり生徒・児童のことを考えるとそれらのいじめだったり、学校の不具合をやはり家庭の保護者と共有しなきゃならないという観点から、教職員にはしっかりと保護者に伝えて、なおのことそれらの保護者から守るために、教育委員会がしっかりと教職員のかたの後ろ盾になるぐらいの心構えが必要だと思うんですけども、私はそこも含めて教職員のかたに教育委員会のこれらの事案をなくするための覚悟も含めて、しっかりと研修のみ

ならず伝えてほしいなと思うんですけれども、その考えをお伺いしてよろしいですか。

**○議長(又地信也議員)** 教育長。

**○教育長(藤澤義博君)** ただいまの平野議員の再質問について、お答えさせていただきます。

まさしくおっしゃるとおりだというふうに私も認識をしております。学校と保護者の連携なくして、いろいろな教育環境、子どもたちの子育て環境は、作ることが難しいというふうに思っておりますので、そういった事案が生じた場合においては、しっかりと学校内の担任や指導教員、そして教頭、校長と含めて、保護者との連携を密にしながら、いまいただきましたケースが起きないように発生しないように、全力で取り組んでまいります。

加えて、教育委員会におきましてもいま全国的にそういった相談窓口、コールセンターなども対応しているケースもございますので、我々木古内町教育委員会としましても、保護者が直接教育委員会に相談できるような窓口体制も作りながら、なかなかそういった難しい問題が生じた場合にまだ関係ができる前に、そういったケースがあるかもしれません。そういった場合に、なかなか先生と保護者との関係ができる前にもし発生してしまえば教育委員会に相談をまず一方できるようなそういった窓口、コールセンターの設置なども今後検討していく必要があるというふうに考えてございますので、そういった体制をもって当町においては絶対に被害者も加害者も発生させない、そして不登校児もいじめも発生しないように、全力で対応をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 1番 平野武志議員。

**○1番(平野武志議員)** 最初の答弁で、③についての答弁で、総合教育会議についてということで、このあとの補正にも出てきますけれども、今回の補正では回数を増やされるっていう提案だと思うんですけれども、この内容を見ると緊急の場合に講ずるべき重大措置について、この教育会議にかけるっていうふうな捉えをしているんですけれども、実際現在重大な事案が発生しているということなんでしょうか。それともこの表現の仕方がちょっと私、捉え方違うんでしょうか。そこを確認させてください。

**○議長(又地信也議員)** 教育長。

**○教育長(藤澤義博君)** この総合教育会議についてですけれども、この内容に関しましては、あくまでも重大な事案が生じた場合に総合教育会議という場で対策を講じるという内容になっております。これ以外にでも定期的に首長部局との総合教育会議は開催することが可能になりますので、そういった意味ではこういう重大な事案が発生するしないに関わらず、定期的に総合教育会議を開いてしっかりと子育て環境の充実ですとか、教育における対応ですとかを講じる場になってございます。具体的に申しますと、例えば先ほどの質問にもありましたとおりこども園、これが首長部局の所轄になっております。我々、教育委員会ではないですが当然、子育てという部分に関しましては、教育も連携してくるところでございまして、教育委員会のみならず首長部局のみならず、こういった総合教育の場で連携をしながら、全体的な町の教育体制、子育て体制を講じていく必要があるという場においては、この総合教育会議の場でしっかりと議論をしていく場になっているというふうになっておりますので、そういったことで回数ではなく、必要があればこういう会議を設けてしっかりと環境、構築をしてくというふうな場になりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長(又地信也議員) 1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) いまの総合会議の件は、このあと補正の中でもちょっといまの内容を理解できない部分もありますので、確認の質問をさせていただきたいなと思っております。

概ね教育長がしっかりいじめ対策だったり不登校の1人の不幸も見逃さないという思いを持ち合わせているのも理解できましたし、それに対する対策も取り組んでいくというお言葉もいただきました。それは、様々な直接教育委員会が声を拾うだとか、教職員の研修だとか、考えて取り組んでいくということで納得したところです。

しかしながら、私がなぜこういう質問をわざわざ表舞台でしたかと言いますと、教職員の皆さん、保護者の皆さん、そして教育委員会でさえもやはり知り得ない子どもの悩みの情報は、もう満載しているんですよ。それらをやはり解決するには、大人が一丸となって真摯に子どもたちの辛い部分に向き合ってあげると。その気持ちを改めて伝えたかったので、私も過去には子どもが小さい時にはPTAの立場としてなんとか子どもたちに寄り添ってという思いもありました。いまでも子どもは巣立ちましたけれども、なにか協力できることがあれば力になりたいなと思っております。そういう思いの大人を巻き込んで、子どもたちの1人の不幸もないような木古内町にしていってほしいという願いを込めて、また情報収集については、ここにおられる管理職の方々も児童・生徒を抱えている保護者さんも多数おられますし、もちろん教育委員会、庁舎内にもたくさんの保護者おられますから、いろいろ情報を拾っていただきたいなと思います。以上で、教育長の考えを伺いましたので終わりたいと思います。終わります。

○議長(又地信也議員) 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

### 報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(又地信也議員) 日程第8 報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程になりました、報告第1号 健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告申し上げます。

はじめに、当町における、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから、比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率は14.5%で、前年度より0.7ポイントの増となっており、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

次に、将来負担比率は60.6%で、前年度より3.2ポイントの減となっており、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

実質公債費比率が前年度から増加した主な要因といたしましては、公営企業の地方債の償還に充てたと認めらる繰入金金の増加、並びに公債費に準ずる債務負担行為の増加などによります。



将来負担比率が前年度から減少した主な要因といたしましては、過疎対策事業債や臨時財政対策債の元利償還の終了などにより、地方債の現在高が減少したことなどによるものとなっております。

次に、資金不足比率につきましては、対象となります簡易水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、高齢者介護サービス事業会計及び下水道事業特別会計の4会計とも、前年度と同様に資金不足額が生じていないことから、比率は算出されておられません。

令和5年度決算における当町の各比率は、いずれも健全段階に位置付けられる算定内容となっておりますが、自主財源が少なく、地方交付税に大きく依存している脆弱な財政構造であることから、引き続き計画的で効率的な財政運営を進め、各比率の抑制に努めてまいります。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告といたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也議員) 報告が終わりました。

質疑があればこれを許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 質疑がないようですので、以上をもちまして報告を終了いたします。

ここで少し早いですが、13時まで昼食のため、休憩いたします。

休憩	午前11時54分
再開	午後 1時00分

**議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算(第3号)**

**議案第2号 令和6年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)**

**議案第4号 令和6年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第2号)**

○議長(又地信也議員) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第9、議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算(第3号)ほか2件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(片桐一路君) それでは朗読をいたします。

日程第9 議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算(第3号)、日程第10 議案第2号 令和6年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第11 議案第4号 令和6年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第2号)。以上でございます。

○議長(又地信也議員) 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま一括上程となりました、議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算(第3号)、議案第2号 令和6年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、及び議案第4号 令和6年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に議案第1号から説明いたします。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億4,408万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、45億421万5,000円とするものです。

補正の主な内容につきましては、4ページの第2表 地方債補正は、起債発行可能額の確定に基づき、臨時財政対策債の限度額を増額し、起債額全体で1億6,250万円とするものです。

歳出の主な補正内容ですが、2款 総務費は、財政調整基金積立金、姉妹都市山形県鶴岡市大雨災害見舞金、及び木古内町移住・定住新生活しあわせサポート事業補助金の追加、並びに渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金の減額補正です。

3款 民生費は、木古内エール生活支援臨時給付金事業、及び法改正に伴う児童手当支給額の追加補正です。

4款 衛生費は、新型コロナワクチンの接種関連費用、エアコン購入費補助金、ハチ駆除対策事業、及び渡島西部広域事務組合負担金の追加補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の追加補正です。

10款 教育費は、教育行政連携促進事業と木古内町みらいの子どもたちを育むネット対策事業の追加補正です。

13款 諸支出金は、町税等還付金の追加補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

次に、議案第2号を説明いたします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、891万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、6億4,298万円とするものです。

それでは補正の内容につきまして、歳出からご説明いたします。

議案の7ページをお開きください。

1款 総務費、2項 徴税费、1目 賦課徴収費、18節 負担金補助及び交付金 90万9,000円は、渡島・檜山地方税滞納整理機構に移管する本年度の税額が確定し、国民健康保険税の占める割合が約62.8%となりましたので、機構に対する負担金の総額 144万8,000円にこの割合を乗じた額として、国保会計からの負担分を追加補正するものです。

次に、議案の8ページをお開きください。

予備費 800万3,000円は、令和5年度決算繰越額の確定に伴う追加補正です。

次に、歳入の説明をいたします。

議案の6ページにお戻りください。

6款・1項・1目・1節 繰越金 891万2,000円は、令和5年度決算繰越額の確定により繰越金を追加補正するものです。

次に、議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

収益的収入 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収入の第1款 特別養護老人ホーム事業収益、第2項 事業外収益 23万4,000円を追加し、総額を4億2,625万4,000円とするもので、内容につきましては、5ページの資料をお開きください。

緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業で、新型コロナウイルス感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でも、サービスの継続が求められることから、緊急時に必要な介護人材の確保、職場環境の復旧・改善を支援する目的で、支給される北海道からの補助金です。

2の事業の概要に記載のとおり、職員や利用者が感染し、感染対策を講じた際に支給される危険手当や、衛生用品の購入など、対策に要した費用に対して支給されるものです。

このたびの23万4,000円は、(3)に記載のとおり、令和5年12月から令和6年3月までの実績に基づき支給されるものです。

一括での説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 次に、詳細説明をお願いいたします。

議案第1号についての詳細説明をお願いします。

総務課長。

**○総務課長(幅崎英樹君)** 議案第1号の詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出から説明を行います。

議案10ページをお開きください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、18節 負担金補助及び交付金 64万1,000円は、姉妹都市盟約35周年記念事業実行委員会補助金で、7月27日に予定していた式典が鶴岡市の大雨災害により、急遽延期となりましたが、すでに発注・購入していたものなどがあつたため、支出済みの不足額を追加するものです。

なお、式典の日程については11月3日の大産業魅力フェアの開催日にあわせ、当日の夕方に行うことで、鶴岡市さんと調整中でございます。

24節 積立金 6,997万9,000円は、財政調整基金積立金で、令和6年度普通交付税、及び令和5年度繰越金の確定、並びにこのたびの補正の財源調整による追加補正です。

25節 寄附金 100万円は、鶴岡市の大雨災害に伴う見舞金です。

20ページの資料をあわせてお開きください。

5目 企画振興費、18節 負担金補助及び交付金 1,116万3,000円は、木古内町移住・定住新生活しあわせサポート事業の補助金で、2番、事業の概要(1)及び(2)に記載のとおり、当初予算計上額 1,570万円に対し、今後の申請見込みも加えた総額が2,700万円ほどと見込まれるため、不足額を追加するものです。

なお、この資料では交付決定額という表現をしておりますが、現在、申請あるいは相談されているかたのうち、売買契約書(案)の内容、補助要件など、申請内容が適正であったものの、申請予定金額という捉え方をしてください。

申請事業別の件数や金額については、①から④に記載のとおりです。

11ページをお開きください。

2項 徴税费、1目 税務総務費、18節 負担金補助及び交付金 90万9,000円の減額は、

渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金の国保会計負担分が確定したことから、一般会計分を減額するものです。

12ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費、18節 負担金補助及び交付金 23万4,000円は、特養いさりび分の事業費補助金の追加です。

21ページの資料をあわせてお開きください。

12目 生活支援給付金事業費、11節 役務費と18節 60万4,000円、18節 負担金補助及び交付金、あわせて2,488万3,000円は、本年6月定例会で補正計上しました、木古内エール生活支援臨時給付金事業の追加補正で、増額した内容については、2番、事業の概要(2)事業費の内訳①と②に赤字で増加件数及び金額を記載しておりますが、①の新たな住民税非課税世帯等の増加分については、本年度の住民税確定に伴う増加で、6月定例会の議案発送段階で見込んでいた対象世帯等の把握が過少であったことによるものです。

②の定額減税調整給付対象者及び金額については、大きく増加しておりますので、少し説明が長くなりますが、理由を述べさせていただきます。

本給付金の対象者の抽出、金額算定にあたっては、国が提供する算定ツールというプログラムを用いた推計値を基に算出することとされておりましたが、6月定例会の議案配布時期までに、その算定ツールは提供されませんでした。また、プログラムの仕様等も明らかにされていなかったことから、当町と契約しているシステム業者でも、給付金の試算が困難だとの説明を受けておりました。

このたびの給付金は、いままでの制度と大きく異なり、令和6年分の推計所得、つまり今後得られるであろう未来の所得を予測して給付額を決める手法であるため、参考にすべき過去の実績もなく、各自治体で独自に推計することとなりました。

そのあと7月にシステム改修を行い、使用可能となった算定ツールで算出した結果、独自の試算結果と大きく乖離をしてしまいました。

約500件ほどの増加については、当町の推計において定額減税による控除不足額は生じないと見込んでいたものの、大多数が国の算定ツールでは、令和6年分所得税確定申告後、通常確定申告においては、所得税が還付され減りますので、この数値が引用されていたために、控除不足額が生じるものと判定されたためです。

22ページには、給付に関するスケジュールを、3番、予算の内訳には、このたびの増額後の金額を赤字で、増額した額を括弧書きで記載しております。歳入で、国庫補助金を増額せず一般財源のみ増額しておりますが、最終的には給付実績に応じた補助金が国から交付されます。

13ページをお開きください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費 258万5,000円の財源振替は、6月定例会で補正計上しました、児童手当制度見直しに伴うシステム改修委託料の財源について、国からの補助金交付が確定したため、一般財源を減額し補助金を充当するものです。

23ページの資料をあわせてお開きください。

2目 児童措置費、19節 扶助費 630万円は、児童手当制度の改正に伴い、本年10月分から支給範囲が拡充されるため、所要額を追加するもので、拡充された内容については、6月定例会でシステム改修予算を補正する際に説明しておりますが、概要については(1)の①

から④に記載のとおりで、補正額の内訳についても(2)の①から③にそれぞれの区分ごとの金額を記載しておりますのでご確認ください。

14ページと24ページの資料をあわせてお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、12節 委託料 2,193万9,000円は、本年4月に予防接種法上のB類疾病に位置づけられた新型コロナウイルスについてのワクチン接種事業で、接種費用の一部を助成するための追加です。

2番、事業の概要(2)に接種対象者の要件を、(3)助成内容は1回の接種につき、1,000円の自己負担とし、1,000円を超えた分を助成するものです。

(4)には事業費の内訳を、(5)事業の期間は、令和6年10月から開始することとしております。

3番、予算の内訳(2)歳入には、国からの助成金として、1,245万円を国庫補助金等ではなく、雑入の科目で収入することとしておりますのは、国からの直接支払いではなく、ワクチン生産にかかる基金団体を經由するためです。

18節 負担金補助及び交付金 200万円は、エアコン購入費助成事業で、本年5月の臨時会で1,000万円を計上し、事業執行してはりましたが、8月20日時点で160件、860万円ほどの支出がございました。

今後の申請見込を約60世帯とすると不足が生じるため、不足分の200万円を追加するものです。

25ページの資料をあわせてお開きください。

3目 環境衛生費、10節 需用費、12節 委託料 あわせて79万9,000円は、ハチ駆除事業における不足見込額の追加で、昨年に引き続き、依頼件数が増加していることから、4番、参考の駆除件数一覧に記載のとおり、過去5年間の実績における最高値を基に推計し、60件分の委託料と、殺虫剤購入費用を補正するものです。

15ページをお開きください。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、18節 負担金補助及び交付金 39万1,000円と、16ページ、9款・1項・1目 消防費、18節 負担金補助及び交付金 44万6,000円については、どちらも渡島西部広域事務組合負担金の補正で、各町按分率の確定等による追加補正です。

17ページと26ページの資料をあわせてお開きください。

10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、7節 報償費と10節 需用費、あわせて114万2,000円については、外部人材の参画を図ることで、総合教育会議をより効果的に機能させるための教育行政連携促進事業で、2番、事業の概要(1)及び(2)に記載のとおり、外部講師を招聘するための費用となっております。

今後の事業実施のスケジュールは(3)に記載のとおりで、3番、予算の内訳(2)に記載のとおり、財源については全額、国庫補助金が充てられます。

18ページと27ページの資料をあわせてお開きください。

4項 社会教育費、1目 社会教育総務費、18節 負担金補助及び交付金 108万円の追加は、木古内町みらいの子どもたちを育むネット対策事業で、児童・生徒をネットやSNSなどの有害情報から守るため、子どもたちはもちろん、保護者、そして町全体で情報に関する意識を高めるための実行委員会を立ち上げ、フォーラムの開催やデジタル端末利用に関する実態調査を行うものです。

2番、事業の概要(2)に記載のとおり、実行委員会運営のための委員報酬や旅費、講演会経費、ガイドブック作成費など、あわせて108万円を実行委員会へ補助するものです。

今後の事業実施のスケジュールは(3)に記載のとおりで、3番、予算の内訳(2)に記載のとおり、こちらの事業の財源についても全額、国庫補助金が充てられます。

19ページをお開きください。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金 300万円は、令和5年度の子ども・子育て関連の支援金給付事業補助金や、コロナワクチン接種体制確保事業補助金の実績確定に伴う国や道への返還金で、約300万円が見込まれるため、不足額を追加するものです。

次に歳入について説明いたしますが、歳出の事業項目で財源として触れたものについては省略させていただきます。

7ページにお戻りください。

1款・1項・1目の個人町民税現年課税分 1,254万2,000円の減額と、9款・1項・1目の減収補てん特例交付金、同額の1,254万2,000円の追加は、このたびの定額減税に係る減収と、国からの減収補填分です。

10款・1項・1目・1節 地方交付税 1億2,121万6,000円は、普通交付税額の決定に伴う追加補正です。

8ページをお開きください。

18款・1項・1目 財政調整基金繰入金 2億3,343万7,000円の減額は、このたびの補正に伴う財源調整です。

9ページをお開きください。

21款・1項 町債、1目 総務債、1節 臨時財政対策債 20万円は、臨時財政対策債発行可能額が確定したことによる追加補正です。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番 新井田昭男議員。

**○5番(新井田昭男議員)** 5番 新井田です。

私のほうから、補正金額は小さいんですけども、14ページの環境衛生費のハチ駆除について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

資料も一応事細かく出ていますけれども、一応これ趣旨・目的ということで、人命に危害を及ぼす可能性のあるハチの巣を駆除することを目的とすると。駆除については、町が委託した事業者により行うってというような趣旨・目的になっています。

内訳として、事業の概要として事業費の内訳なんですけれども、①の殺虫剤購入費、金額が出ています。そして、ハチの駆除委託料ということで、別々に一応これ明細を出しているんですけども、私の見解不足で大変ちょっと失礼なんですけれども、そういうような部分はあると思うんですけども、これってこの二つの内訳を出したってのはどういうことなんだろうかなど。一般的にちょっと考えるのは、委託先に全部駆除に関わる費用、つまり殺虫剤も含めた委託ってというような形でないのかなってということで、これそういう部分での明細なのかどうか。これまず1点と、いま駆除の業者の状況です。木古内町では、委託先

を確認の上で何件を委託先としているのか、この辺も確認をしたいんですけども、よろしくをお願いします。

**○議長(又地信也議員)** 町民課長。

**○町民課長(畑中正実君)** ただいまの新井田議員からのお尋ねでございます。

まず1点目が、事業費の内訳といったところかと思えます。ハチ駆除に関しまして、駆除につきましては、1件 1万1,000円ということでのお支払いをさせていただいております。

また、駆除に要する費用としまして、スプレー等の殺虫剤、また防護服、こういったものは町のほうで購入しまして、委託事業者のほうにお渡ししている提供している状況でございます。これまでも防護服等の予算等も計上させていただいて、対応しているところでございます。

また、業者の状況ということでございますが、令和4年度の駆除開始以来、町内事業者1者をお願いをしているところでございます。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 5番 新井田昭男議員。

**○5番(新井田昭男議員)** 金額の殺虫剤の購入だとか、あるいは防護服だとかっていま出ましたけれども、それはちょっと理解しましたけれども、この業者に関することなんですけれども、いま趣旨・目的の中でやはり住民生活の安全を確保するという意味でいけば、1者でいいんだろうかなとちょっと思いなんです。私どもの地元でもハチに刺されて病院通いをしたかたも聞いております。そういう中で、いわゆる早期対応っていうことでいけば、この1者ってあり方がはたして適切なんだろうかなっていう思いがございまして。その辺の現状いまこの参考の表をみても、相当やはりことは増えているわけですよ。尚且つ、見込みとして11月までの見込みが出ているんだけれども、こういう状況の中でどうなんだろうかなっていうそういう部分が思うところでございまして、その辺の見解をお聞かせ願いたいのと、こういう状況を踏まえた中で当然今後また予算、つまり衛生費に関しては、今後もっと増やさなきゃだめなんだろうなっていうことになると思うんだけれども、この辺の見解についてもちょっとお知らせしてください。

**○議長(又地信也議員)** 町民課長。

**○町民課長(畑中正実君)** ただいまの部分でございます。業者につきましては、1者でやっていただいております。現状も依頼のあった当日、遅い時間に依頼があった場合は翌日になります。対応していただいております。ただ、件数につきましては資料にも記載のとおり、近年ここ1・2年、非常に増加傾向にございまして、そのあたりは今後業者とも対応状況を問題ないかですとか、そのあたりというのは業者とも状況確認しながら、今後の対応というのは検討していきたいと思っております。

予算につきましては、件数等もございまして、実績を踏まえまして適正な予算を確保していきたいと考えております。

**○議長(又地信也議員)** 5番 新井田昭男議員。

**○5番(新井田昭男議員)** いまのところ、1者で対応できているっていうことなんだろうけれども、これっていろいろ時間帯もあるからちょっとそういう部分は翌日だとかってというような答弁ですけども、実態として苦情が出ているっていうことはないのかな。これ見たって7月とか8月に集中的になっているんだけれども、こんな回数で1者で対応できているって、あまり一般的な見方だと大変じゃないのかなって思うし、本当に1者で対応できているんだ

ろうかなってというようなちよっと思ひもあるわけですよ。だから、本当に現状苦情なく対応されているのか、もう1回お尋ねをします。

**○議長(又地信也議員)** 町民課長。

**○町民課長(畑中正実君)** 苦情等でございますが、駆除業者が土日等はお休みをいただいておりますので、土日等に入った場合については、少しお時間をいただくケースもございます。そのあたりちよっと思ひとといったようなお話はいたこともございますが、通常時の対応におきまして、苦情ですとかそういったものは私の段階では確認してございません。

**○議長(又地信也議員)** 5番 新井田昭男議員。

**○5番(新井田昭男議員)** なんとなく苦情もあるんだけど、それをお願いしているんだよってというようなちよっと思ひ方だと思うんだけど、やはりいまの委託先の業者さんだって専門でやっているわけじゃないでしょう。そうするとまず自分の仕事がメインだよな。

そうなった時にその辺の実態としてどうなんだろうなっていうことで、まさに町民目線でいったら、やあやあやあやあって。これ当然、役場のほうに1回お話があるんですよ。そして、対処してもらってことなんだろうけれども。はたして1者だけでこれだけの量をまんべんなくっていうようなことでいくと、なんか多少はお叱りを受けている部分があるんじゃないかなっていうような気もしないでもないんだけど、だから今後やはりそういう部分でいけば、やはり業者数の数も多少は考慮しなきゃいけないんじゃないかっていうような思ひがあるんだけど、この辺はどうなんだろう。最後として聞きたいです。

**○議長(又地信也議員)** 副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** ただいまの質問にお答えいたします。

まず、実態として先ほどから予測でいろいろと質疑をされているようですけれども、実際にそういうお声があったというのであれば我々も受け止めますけれども、なんとなくこうじゃないかなという質疑についてはお答えできかねますので、そこはちよっと思ひだけであればと思います。

それと、現状1者で十分対応できています。これは、間違いありません。

この事業をはじめるときにもほかにも1者、対応していただけたところがありましたが、ほかの1者で対応していただけるのであれば、本業のほうをやはりということで、その1者も辞退されましたので、もしほかに対応できる事業者がもしありましたら、ぜひご紹介いただければと思います。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 5番 新井田昭男議員。

**○5番(新井田昭男議員)** いま副町長からの答弁いただきました。現状、そういう苦情がないよということであれば、私はなにも問題ないと思うんですけど、これがやはり例えばそういう声が聞こえた時に、いま言ったお話が本当に答弁として良かったのかなということもちよっと思ひになりましたので、まずそれを付け加えて、良いつていうことであればいいんだけど、そういうお話が出たらまた私もこういうお話がありますということで、行政のほうにちよっと思ひをしたいと思ひますので、きょうのところはわかりました。

**○議長(又地信也議員)** ほかに質疑ございませんか。

4番 竹田 努議員。

**○4番(竹田 努議員)** 私のほうから教育行政連携促進事業、この事業についてちよっと思ひ確認含めた部分を質問させていただきます。



まずスケジュールを見ますと、2月まで3回の会議を開くっていうふうになっています。

それで、教育的な専門的な課題の解決に向けて取り組むんだってすごく良いことだろうと思うんですけども、ただこれが例えば3月で終わるわけではなくて、何年間当然継続すると思うんですけども、その辺のまず確認を一つします。

○議長(又地信也議員) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) ただいま、竹田議員から教育行政連携促進事業に関する会議の有りよう、あり方についてのご質問がありました。

これは今回、国の補助を活用しておりますが、これは教育総合会議ということで、毎年町部局と教育委員との懇談の場ということで、これは毎年実施しております。以上です。

○議長(又地信也議員) 4番 竹田 努議員。

○4番(竹田 努議員) そうすればこれは、継続していく組織だなんていうまず確認していいんですね。

それと、この部分について職員の関わりがどのような関わりになるのかっていうのが外部人材の組織だけに任せるわけではないと思うんですね。ですから、その辺がどういう連携・スクラムを組んでいくのかっていうようなことについて、ちょっと確認をしたいなと思います。

○議長(又地信也議員) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(加藤隆一君) 竹田議員のご質問にお答えします。

これは、基本的に先ほど私のほうで1回目で答弁させていただいたとおり町部局、町長と教育委員のまずは意識をあわせるというか、教育の行政に関する町と教育委員さんの会議の場というところがこれがまずこの組織体の目的とするところでございます。

今後、継続していくかということももう一度言われていましたのでお答えしますが、これはあくまでも既存にある組織、毎年度行っている組織体として認識していただければと思います。たまたま今回、国の文科の事業をこのように目的で採択というか、まだ内々内示なんですけれども、このような事業展開をしたいということで、このたび補正として提案させていただきました。以上です。

○議長(又地信也議員) ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) 1番 平野です。

まずいろいろ質問あるんですけども、先ほどの新井田議員の質問された部分にちょっと関連したいんですけども、この委託業者が私と新井田議員の同郷の地域の業者さんなものですから、おそらくその業者さんを心配された想定も含めた部分の質問だったと思います。

そこで、羽沢副町長が適切にいま問題なくやっているって言ったのが全てであり、畑中課長の答弁がモヤモヤしすぎているんですよ。なんですか先ほどの言葉、土日に関しては業者が休みだから、多少の苦情がきているって。それ業者の都合じゃないでしょう、行政の都合でしょう。そこちょっと明確にしてくださいよ。業者さんは委託ですから、自分の仕事を投げうってまでもこのハチ駆除に懸命に取り組んでいらっしゃいますよ。土日だって対応をしているじゃないですか、実際、困ったかたへの。でも行政が土日休みだから、基本は休みですって、そこはルールわかりますよ。ただ、それを業者の都合でっていう言い方するのは、ちょっとおかしくないですか。もう一度そこのお話、担当課長してください。

それと質問なんですけれども、幅崎課長の質問の中で、まずページでいきますと一般の10ページの歳出で、姉妹都市の盟約35周年の記念事業です。今回、山形の自然災害の関係上延期したっていうことで理解はします。こちら当初予算もこの実行委員会に対して130万計上していて、今回はもうすでに発注済の部分の補正ということなんですけれども、この内訳をちょっと教えてください。

それと同じく、木古内町移住・定住新生活しあわせサポート事業の幅崎課長の説明が交付決定額というものがあくまで申請がきた金額ですと言うお言葉をおっしゃいましたよね。

であれば、この括弧書きの18節 予算内で対応ってという言葉と矛盾するんじゃないですか。

私は、この質問ですでに予算がないのに先駆けてもう交付しているのであれば、専決案件だろうと。以前の除雪の時も同じ話させていただきましたが、それをまだ執行していない。でも括弧書きですでに対応しているって書いている。ここの矛盾の説明を再度していただきたいと思います。

それと、竹田議員が私の目を見ながら質問していたのでちょっと関連して、教育行政連携促進事業について何点かお伺いしますけれども、まず今回の趣旨・目的、文章だけ見るとわかるんですけれども、事業の内容として外部人材の参画の活用を図る。完全に国からの教育補助金が100%、我が町の支出はありませんよということは理解しますけれども、実際これまでも総合教育会議って少ない回数ですけれどもやられていましたよね。そこで、なにが不足で、なにが具体的に今回お国の補助金をいただいてこの回数の増、あるいは中身の充実を図ろうとしているのかがちょっとこの資料だけではわかりきれませんので、もう少し詳細を教えてくださいたいと思います。まず1回、切ります。以上です。

**○議長(又地信也議員)** 順次、答弁をお願いいたします。

町民課長。

**○町民課長(畑中正実君)** 平野議員のお尋ねでございます。

まずは、ハチ駆除の部分でございます。土日の部分につきましては、行政が受け付けできないということで、対応できていない状況でございます。事業者の都合というようなのは、申し訳ございません。訂正させていただきます。

**○議長(又地信也議員)** 総務課長。

**○総務課長(幅崎英樹君)** 2点目と3点目について、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、2点目の山形県鶴岡市との交流事業でございます。今回、支出済の予算、実行委員会へ補助した内訳の約40万ほど、大部分については食材の提供の部分でございます。

中止を決定したのが式典の2日前の夜だったために、すでに特注で今回の35周年記念のために特別に作っていただくお弁当の食材が相当数発注しておりましたので、この部分については町のほうで買い取った上で、その翌日の交流会の皆さん全員が鶴岡市さん全員が来られなかったわけではなくて、先に木古内を訪ねる会の皆さんが来ていただいていたので、その交流会の時に使わせていただきました。

加えて、その交流会にスキー場のロッジでジンギスカンの交流会等をしておりますので、この部分の飲食に伴う支出が大部分でございます。

また、実際に使用した支出よりも今回若干、補正額を若干だけ膨らませております。

物価高騰、あるいは今後の日程変更後の式典の予算を考えた場合に若干の増額の必要があると判断したために少し増やしてございます。

3点目の移住・定住のしあわせサポート事業の交付決定額についての私の総務課長の詳細説明について、ちょっと疑義があった部分については、説明資料の中に18節 予算内で対応というこの説明につきましても、現課のほうでこの事業執行をしていく上で、同じ節内にほかの事業の予算もありますので、財政の予算執行上は特にその部分が細節の部分でどこか超過したとしても節内で予算が保たれていれば執行が可能と。これは行政運営上、問題ないこととさせていただきます。なので、資料にはその表記をしております。

一方で、私の詳細説明の中で交付決定額に触れて説明させてもらいましたが、ここについては実際にじゃあ支出していま現在不足が生じているのかということを実課に確認したところ、私の説明のとおり申請内容、あるいはこれから家を買おうとした場合に結ぶであろう契約書、この案が仮に申請した場合、ちゃんと適正であると認めるかどうかの事前審査、これについて間違いのないという決定をしておりますので、今後、支出に至った場合にはその部分が不足するというような説明でございました。資料の説明内容と私の説明内容が相違したために、疑義が生じたものでございますので、ちょっとその部分はお詫びいたします。3点目については、以上です。

**○議長(又地信也議員)** 教育長。

**○教育長(藤澤義博君)** ただいまの平野議員からの質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。

このたび教育行政連携促進事業に関しましては、平成27年に施行されました地方教育行政に関する総合教育会議の設置というものに関しまして、いま全ての公共団体にこの総合教育会議の設置が義務付けられているわけですけれども、先ほど来、加藤課長のほうからもございましたが、毎年開催されている会議になっております。

今年度に関しましては、第8次の木古内町教育総合推進中期計画も策定して、新たに5か年計画を設置して、いま教育行政にあたっているところではございますが、こういったものに関しましては、しっかりと首長部局との連携をして執り行うことが必要になっております。

加えて現在、子どもたちや教育を取り巻く環境は、大きな変革期を迎えているところでございます。先ほど来、一般質問でもございましたが、いじめや不登校に対する対応、さらにはいまGIGAスクール構想によってタブレット端末1台支給されたんですが、これが来年度更新時期に、早い自治体では今年度から更新時期にあたってございます。当町におきましても来年度から端末の更新の検討をしなければならない。そのためには予算措置もしていかなければならないという状況にあります。

加えて、子育てや福祉によるやはり一元的な先ほど来からもありまして、組織体制や人的配置等などに関しましては教育委員会のみならず、こちらは財政当局とあわせて取り組んでいく必要がございますので、いま今年度から来年度にかけては、大変大きな変化が一つ教育の中にはあるという年でもございますので、こういった状況の中においては、しっかりと町部局と連携をしながら取り組んでいく必要があるということで、こういったものに関しては具体的な専門的な知見を要する専門家のアドバイスをいただきながら取り組んでいくことで、より良い町の教育環境が構築できるという考えから、このたび国のそういった予算措置も可能であるということがございましたので、我々としてもぜひこれに向けて取り組んでいくことが重要であるというふうな認識を持って、いま取り組んで上程しているところでございます。以上でございます。

○議長(又地信也議員) 答弁が終わりました。

1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) 先ほど一般質問でもしっかりと教育委員会が取り組んでいただきたいという旨の総合的に案件が数多いんだよということは、理解しました。

できれば今後、開催するにあたってもう少し具体的な内容ももちろん教育委員さんだったり関係者と共有しているんでしょうけれども、少し我々もそこは勉強不足なので、できれば我々にも詳細内容について、提供していただければありがたいと思う次第でございます。

ハチの巣駆除です。畑中課長、この資料を作った際は見込みなんですけれども、すでに9月ですから、これ8月の件数を教えてください。

それと、幅崎課長の話がまた同じような質問になりますけれども、いわゆるきょう現在、この交付決定、歳出している部分は節内の予算は、まだほかの部分はやっていないということでもいいんですね。それともすでに交付はしていないけれども、決定額としてはもう申請されたかたには伝えているってことですか。

○議長(又地信也議員) 総務課長。

○総務課長(幅崎英樹君) 繰り返しの説明になりますが、この交付決定額ということで資料に掲載した数字につきましては、申請あるいは相談されたもののうち今後、正式申請すれば支出に間違いなく至るものという数字の捉え方をしております。まだ、支出はしておりません。

○議長(又地信也議員) 町民課長。

○町民課長(畑中正実君) 8月のハチの件数でございますが、8月の実績につきましては、85件となっております。

○議長(又地信也議員) 1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) これ羽沢副町長よく覚えていらっしゃると思いますけれども、前回、去年・一昨年でしたか、除雪の補正の関係ですでに補正の予算を計上している部分をすでに発注を進めているということについて、幅崎課長は当然、節内のやり繰りは問題ないよとは言うものの、やはりこういうものの政策予算については、しっかりと申請を受ける前、あるいは発注する前に予算を確保しておかなければいけないものだと私は思っています。プラス、当初予算の時に予算委員会内でこの政策自体は理解されて承認されているわけですから、なんなら私は専決でいいなと思うんですよね。ただ、専決に当然理解をされない議員のかたもいますので、あくまで私の個人の想いとなりますけれども、やはり例えばわかりやすくハチの巣で言いますと、いますでに当初予算超えて発注しているわけですよね。支払に関しては、業者さんとのどういう契約かわかりませんが、翌月になるのかわかりませんが、補正がとおれば当然予算は確保できますからお支払いできるって形になりますけれども、仮に予算がとおらなかつたらどうしますか、業者さんへの支払い。節内でやり繰りするんですか。節内に予算があるからいいですよね。ない場合どうしますか。そこは、やはり私は事務統一してほしいと思いますし、どうでしょうか、その見解といたしましては。

○議長(又地信也議員) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいまのハチ駆除事業の予算超過分の巣の処理に対する、しっかりと予算を確保した中で事業の実施すべきだというご質問でまずはよろしいですか。

これも先ほど平野議員がおっしゃられたとおりに、除雪と一緒になんです。予算がないから

出ない、出勤しない、巣を駆除しない、こういうわけにもいかない。となると、手法として本当におっしゃるとおり専決なんです、このハチ駆除に至っても1件ずつを専決、専決、専決、専決という事務処理もこれまたただ事務を繁雑にするだけで、これも除雪と同じ論法になりますが、8月分の請求については9月に確定したものがきますので、その段階でしっかりと予算を確保しておけば、確保した上で支出、事務の執行をしていきたいという考えのもとやっておりますので、あくまでも予算がないから巣をとりませんとかというわけにはいきませんので、全てはこの町民のためと言えれば変ですけれども、そのために事業を止めるわけにもいかない。

また、先ほどの移住・定住新生活しあわせサポート事業のほうもこれもほとんどが不動産等の契約に基づいて、うちが予算がないから待ってくださいというわけにも、その時期がずれることによってもしかしたら購入されるかたの気持ちが変わるかもしれない、金額が増額になるかもしれないというところで、担当課としてはもう相談を受けた段階で審査をして問題がなければ、ただ総務課長が言うように交付決定しているわけではないですから、口約束でなんとかこの事業の対象になりますからどうぞ住民のかたには勧めてくださいということで事業を進めていますので、その点ご理解いただければと思います。以上です。

○議長(又地信也議員) 1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) 勘違いしてほしくないのが、これらの事業は当然私も含めて予算委員会で承認しておりますので、当然時期によって自然の状況によって増えることによって、予算が超過することを止めろという話をしているわけではございません。

ただやはり事務の手続き上、当議会は通年議会でもございませんので、毎度臨時議会を開かなければいけません、補正をするにあたり。やはり専決が大きな金額でなくて、例えば1件1万1,000円だったら、毎度1万1,000円ずつ専決の処理をするのか、その辺の事務のやり方ちょっと私理解できませんけれども、そこが繁雑になるのであれば、やはりしっかり早い段階で臨時議会を組んで補正を組むのが適正な進め方であり、その補正を組まずに先に発注してしまったということは、やはり事務側の私は不手際と言いますか、だと思えます。なので、今回の補正の内容については、反対するなものでもありませんけれども、私はこの事務の節内のやり繰り、これは小さい事業ではなくて大きな政策事業ですから、やはりしっかりと臨時議会でも補正を組んでやるか、あるいは内容に関しては反対するなものもありませんから、私は専決でしっかりとこのように使いましたっていう掲示を望みます、今後も。

○議長(又地信也議員) 副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 平野議員おっしゃるとおりだと思いますので、今後はしっかりと適切な事務処理というものに努めてまいります。以上です。

○議長(又地信也議員) ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第1号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 令和6年度木古内町一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（又地信也議員） 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 令和6年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（又地信也議員） 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（又地信也議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 令和6年度木古内町高齢者介護サービス事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（又地信也議員） 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、14時10分まで休憩をいたします。

休憩	午後1時58分
再開	午後2時10分

### 議案第3号 令和6年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（又地信也議員） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 議案第3号 令和6年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程になりました、議案第3号 令和6年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、18万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1億8,096万9,000円とするものです。

補正の内容につきましては、令和5年度決算による繰越金を補正するものです。

それでは補正の内容につきまして、歳出から説明いたします。

議案の7ページをお開きください。

5款・1項・1目・節 予備費 18万2,000円は、令和5年度決算繰越額の確定に伴う追加補正です。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページにお戻りください。

5款・1項・1目・1節 繰越金 18万2,000円は、令和5年度決算繰越額の確定により繰越金を追加補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 令和6年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也議員) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第5号 令和6年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也議員) 日程第13 議案第5号 令和6年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程になりました、議案第5号 令和6年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、4,804万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、7億7,308万3,000円とするものです。

それでは補正の内容につきまして、歳出から説明いたします。

議案の7ページをお開きください。

3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費、及び2目 包括的支援事業・任意事業費の補正は、国から交付される保険者機能強化推進交付金等の増額に伴う財源振替です。

次に、8ページをお開きください。

5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金、22節 償還金利子及び割引料 7万6,000円は、被保険者に還付金が生じたための追加補正です。

2目 償還金、22節 償還金利子及び割引料 4,067万1,000円は、国、道及び支払基金から交付される介護給付費負担金や地域支援事業交付金の実績による返還金が確定したことに伴う追加補正です。

次に、9ページをお開きください。

6款・1項・1目・節 予備費 730万円は、令和5年度決算繰越額の確定と、このたびの事業費補正等により追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。

議案の6ページにお戻りください。

3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目・1節 保険者機能強化推進交付金 109万8,000円、及び5目・1節 介護保険保険者努力支援交付金 310万6,000円は、交付額が決定したことによる追加補正です。

7款・1項・1目・1節 繰越金 4,384万3,000円は、前年度繰越金の確定に伴う追加補正です。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 令和6年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也議員)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



## 議案第6号 令和6年度木古内町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也議員) 日程第14 議案第6号 令和6年度木古内町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) ただいま上程になりました、議案第6号 令和6年度木古内町下水道事業会計補正予算(第1号)を説明いたします。

議案、1ページをお開きください。

第2条 資本的収入及び支出の補正で、本年度予算第4条本文括弧書中、資本的収支不足額の補填を地方公営企業法の全部適用に伴い、令和6年3月末で下水道事業特別会計の打ち切り決算を行った結果、収支差額である、323万9,000円の引継金が確定しましたので、その旨を括弧書に明記するものです。

また、議案の次のページ、2ページと3ページの貸借対照表につきましては、当初予算議決時には、事業開始時点の資産状況などが未確定であることから、予定開始貸借対照表として提示しておりましたが、下水道特別会計の各数値が確定したことから、確定の開始貸借対照表を提示するものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 令和6年度木古内町下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也議員) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第7号 公共施設等における年末年始の休日及び職員の年次有給休暇等の付与単位の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長(又地信也議員) 日程第15 議案第7号 公共施設等における年末年始の休日及び職員の年次有給休暇等の付与単位の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** ただいま上程になりました、議案第7号 公共施設等における年末年始の休日及び職員の年次有給休暇等の付与単位の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、当町における年末年始の休日は、12月31日から翌年1月5日までとしておりますが、国や北海道などの行政機関等は12月29日から翌年1月3日までとしており、2日間のずれがあることから、年末年始の行政事務等に若干の支障が生じております。

そのため、他の行政機関等と休日期間をあわせることで、行政運営を円滑にするもので、その規定が定められている4件の条例について、まとめて改正するものであります。

また、町職員の年次有給休暇等における付与の基準となる期間を、現在の1月から12月までの暦年単位から、4月から3月までの年度単位に変更することで、採用及び退職時の有給付与や取得の管理を適切にするもので、この改正については第2条後段の改正規定となります。

4ページから5ページは、新旧対照表となっておりますのでご確認ください。

附則といたしまして、この条例は、令和7年1月1日から施行し、年末年始の休日の改正部分は令和7年4月1日から施行するものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 公共施設等における年末年始の休日及び職員の年次有給休暇等の付与単位の変更に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也議員)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第8号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

**○議長(又地信也議員)** 日程第16 議案第8号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** ただいま上程となりました、議案第8号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

3ページの資料、新旧対照表をお開きください。

このたびの改正は、本年12月2日から既存の被保険者証が、マイナンバーカードへと一体化されることにより、被保険者証の発行がなくなることから、被保険者証の返還に係る過料の規定を削除し、あわせて国民健康保険料の変更に伴う条項の修正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は、令和6年12月2日から施行するものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号 木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也議員)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### **議案第9号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**○議長(又地信也議員)** 日程第17 議案第9号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** ただいま上程となりました、議案第9号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

3ページの資料、新旧対照表をお開きください。

このたびの改正は、当町の国民健康保険病院の新たな事業管理者の就任にあわせ、管理者の給料月額を現在の60万円から10万円引き上げ、70万円とするものであります。

引き上げの理由といたしましては、現行の給料月額が事業管理者を設置した平成24年からこれまで、一度も見直しをしておらず、新たな管理者を迎えるにあたり、業務範囲が拡充すること、近隣の病院事業管理者等の処遇水準に近づける必要があると判断をしたためであります。

附則といたしまして、この条例は、令和6年10月1日から施行するものとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番 竹田 努議員。

**○4番(竹田 努議員)** 町長、いまこの説明の中で、24年から見直ししていない。それと業務の拡充って言うけれども、どういう拡充なのかどうなのかって言うのは、なんかピンとこないんだよね。

それと、24年から見直ししていないって言うけれども、現在だって小澤管理者がいるわけだから、それであれば管理者が代わったからこの月額の報酬をアップするんじゃないって、見直しする適時な時期だからって言うのであればわかる。やはり管理者が代わったらアップしなければ例えば木古内に来てくれないって言うのかどうなのか、私はその辺がどうしていまの新しく来る管理者が拡充って言う言葉がなんか理解できないんですけれども、その辺。

**○議長(又地信也議員)** 病院事業事務局長。

**○病院事業事務局長(西山敬二君)** ただいまの竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、業務拡充って言葉の部分ですけれども、皆さんご存じのとおり、当院の医師不足って部分を踏まえて、今回新たに管理者として迎えられるかたについては、いま現在現役の医者でもあり、当院においては今後外来や当直等も含めて、診療業務に携わっていただくということも了承をいただいております。この部分については今後、病院内でもいろいろ協議しながら進めていく形とはなりますけれども、一応そういった部分を含めてまず今回業務拡充って言葉を使わせていただいたということでご理解いただければと思います。

**○議長(又地信也議員)** 4番 竹田 努議員。

**○4番(竹田 努議員)** いまの説明で、診療業務も行うんだって。ただ、現在の小澤管理者だって例えば外来のセカンドオピニオンだかってそういう業務で診療しているわけだ。そことどう差があるのかって言うのがわからないのと、その10万の定義。一般の現在の医師と同じく診療するからって言うのであれば10万でいいのって言う心配する。プラス、100万もくれなきゃだめじゃないのかなって言うそういう心配もある。だから、診療って言うてもどの程度の診療なのか、1日に1件しか例えば患者を診ないって言うのか、通常例えば外来の9時から午前中の診療業務って言うサイクルなのかどうなのかって言う、その中身がわからないと10万の根拠が理解できないんですよね。なんかわかるものを示してほしいんです。

**○議長(又地信也議員)** 病院の設置者は町長ですよ。この主の質疑に病院事業事務局長の答弁でいいのか。私は、条例改正を一部改正を提案したのは町長だから、町長の答弁ももらいたい。町長どうですか、そのあたりは。

副町長。

**○副町長(羽沢裕一君)** ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども近隣の管理者、全摘をしている市町の病院、それらの管

理者の月額報酬です。それらと見比べた中で、著しく低くはないんですけども、高くもないというところで、周りとの水準それらも見図った上で、この程度が妥当ということで、あくまでも10万円の根拠というのはございませんけれども、10万円程度の引き上げで新しい管理者を迎え入れたいと。先ほども申し上げましたように、現在予定しているのは、外来のコマ数もどの程度入るかもまだ未定です。おっしゃるように毎日ともならないでしょうし、一週間のうちにどこに入るのか、また加えて宿直業務も月何回になるかもわかりませんが、一応そこもサポートしていただくというもとで、管理業務のほうかにも医師として病院内の業務にあたっていただけるということで、この金額での提案となったということでございます。以上です。

○議長(又地信也議員) 4番 竹田 努議員。

○4番(竹田 努議員) どうも10万の定義っていうか根拠は、なかなか理解しづらい。やはり診療回数だとかそういうものっていうのは、病院側ではきちんとサイクル組んでいるんでしょう。そういう根拠があって60万から70万のアップってなったんじゃないのかなっていうふうに思うんだけど、そうすれば10万がはたして適切なのっていうふうに思うんですよ。町長でもいいですし、管理者に答えるのはやはり管理者はやはり町長の答弁のかなと思うんですけども、これ以上の深入りしませんけれども、その辺の考えが10万の根拠どうも。

○議長(又地信也議員) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号 木古内町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成のかたはご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也議員) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時、休憩し、小澤病院管理者が公務のため、退席いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時37分

#### 議案第10号 木古内町指定金融機関の指定について

○議長(又地信也議員) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第18 議案第10号 木古内町指定金融機関の指定についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** ただいま上程となりました、議案第10号 木古内町指定金融機関の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

2ページの資料をあわせてお開きください。

このたびの指定は、現在の指定金融機関である、北海道銀行が本年11月8日の木古内支店の店舗移転に伴い、道南うみ街信用金庫を新たに指定しようとするもので、指定年月日は令和6年11月9日としております。

道南うみ街信用金庫の概要につきましては、2ページの資料に記載しておりますのでご確認ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 東出洋一議員。

**○2番(東出洋一議員)** 2番 東出です。

この件については、以前から知らされていたことで、いまさらどうのこうのということじゃないんですけれども、道銀さんにいろいろな基金なり、それから定期なり、そんなもの積んでいますよね。その辺についてのうみ街信金の概要じゃなくて、できればそういうような部分もどうするのかということの説明をしておく必要があるのではないかなと私は思うんですよ。まずそれ言いますと、当町からは新はこだて農協も木古内から知内基幹支店へ移ってしまった。そして、ATMより残っていない。我々、木古内の農業者にしてみると大変不便なんですよね。資材も知内に行かなきゃ買えない。それは別としながらも、大きな金額をATMで動かせる金額というのは決まっていますよね、ですよ。50万か100万、どっちかかな。それ以上のお金を動かすということになれば、役場職員が直接知内の支店まで行かなきゃならないのかなというそういう心配事もあるんですよ。ですから、その辺今後11月9日以降、どういう対応をしていくのか、その辺ちょっとうみ街信金の概要はいいです。これからの作業について、ちょっとお金の関係、それから先ほど言った件について、説明できる範囲で説明していただきたいと思います。

**○議長(又地信也議員)** 会計管理者。

**○会計管理者(阿部亮輔君)** ただいま、東出議員からお尋ねのありました現在の指定金融機関に積んでいる基金ですとか定期預金についてのお尋ねであります。

いまの基金と定期預金については、満期のタイミングですとかいま金利の状況もちょっと変動しておりますので、そういうようなことも含めて考慮しまして、今後の新しい指定金融機関、その他確実な金融機関への預け替えなどを確実に有利な方法で運用する予定でございます。

なお、ご心配のある手続きについてですけれども、確かに言われているように、いまの道銀さんのほうの解約手続きですとかそれについては、うみ信さんの共同窓口では対応が難しいこととなりますので、そういう事務手続きも含めて、有利な効果的な方法をとっていくということで、新たな指定金融機関に積み直すのが一番効率的であると考えてございます。

大金を動かすものについては、振込依頼書で振り込みますので、現金の動きと言いますか紙で払出票で手続きは可能ですので、函館支店まで行かなくてもできる間に、その辺は手続きは進めていきたいと考えてございます。

○議長(又地信也議員) 2番 東出洋一議員。

○2番(東出洋一議員) いま会計管理者の話をお伺いすれば、私の理解ですよ。極力、満期になるまで道銀さんは道銀さんにそのままにしておく。そして、満期が近づいてきたら有利なほうにお金を動かすというような理解をしたんだけど、それでよろしいんでしょうか。それとそうすると、そのほかに大金を動かす時は、振込用紙とかそんなの全部やるって言うのであれば、余計な足を使わなくてもいいというふうな説明だと思うんですけども、その辺再度確認したいと思います。

○議長(又地信也議員) 会計管理者。

○会計管理者(阿部亮輔君) ただいまの満期時まで待つかどうかとなれば、1年の定期預金ですとかであれば、満期時までは結構まだ期間があるものもございます。よって、途中解約しても不利にならないようであれば途中解約した上で、有利なまま金利も先ほどお話ししましたように、金利もだいぶ変わってきておりますので、有利な方法で預け替えという方法を考えてございます。

○議長(又地信也議員) ほかに質疑ございませんか。

3番 廣瀬雅一議員。

○3番(廣瀬雅一議員) 3番 廣瀬です。

今回の北海道銀行木古内支店の閉鎖に伴っての指定金融機関の移動ということで、うみ信の木古内支店に口座を作るっていいんですよね。それで、木古内支店は知内支店の子店っていう形になっていますよね。母店が知内支店で、子店が木古内支店ということで、子店による業務の制限っていうのがあるらしいんですよ。それによって例えば弊害があるのかなって感じているんですけども、例えば母店じゃなければ業務ができない、若しくは本店じゃなければできないというようなことも含めて、その辺の情報っていうのは入っていますか。

○議長(又地信也議員) 会計管理者。

○会計管理者(阿部亮輔君) ただいま、廣瀬議員のお尋ねのありました本店と言いますか知内支店とあと木古内支店、あと行政上、業務に不都合が生じるかということかと思えます。

現時点でもうみ信さんの木古内支店の口座は、当町ございまして、今度そちらのほうで指定金融機関ということで、そちらの木古内支店の口座にどんどん公金が入ってくる形になります。お尋ねのありました、木古内支店だからできないという業務っていうのは実際ございませんので、いままでの指定金融機関がやっていたものをそのまま新たな金融機関が違いますので、やり方は変われど公金の運用の仕方ですとか流れ、あと出金、あと支払関係、含めて問題はありませんで、スムーズに進むものと考えております。

○議長(又地信也議員) ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志議員。

○1番(平野武志議員) 1番 平野です。

東出議員並びに廣瀬議員の関連質問になるかと思うんですけども、実質うみ信さんとの共同窓口を開設ということで新聞に載って、一見こう前向きな取り組みなのかなというふう

に捉えたかたもいたと思うんですけれども、実際撤退と。金融機関が1件木古内町内に少なくなつて、郵便局さんありますけれども、実質のところうみ信さんに頼らざるを得なくなつたという実情です。この指定金融機関をうみ信さんになるのは自然の流れだと思つてはいますが、いま廣瀬議員からもチラッと出たように、事務上の手続き等で不具合がないのかつていう部分では、例えば行政ではなくて民間です。支店長が不在なんですね。融資部も知内でなければ問い合わせられないという現状なんですよ。それらの商工業者含む業者の不具合があるのも事実で、これを機に指定金融機関にすることが条件じゃないですけれども、我が町の要望でしたりもいろいろとおるのではないのかなと感ずるところであります。その条件じゃないですけれども、例えばいま阿部会計管理者がおっしゃったような公金だけが入るだけではなくて、当然当町からの支払業者だったりにする口座もうみ信さんを推奨するだとか、町民が引き落としも含めてうみ信さんにする運動じゃないですけれども、それらを我が町が取り組むことによって、うみ信さんの今後町内に継続していただく年数だったり、例えば建物もいま知内のほうが新しく建ちましたから、じゃあこのあとの建物の耐久年数はどうなんだって言って、その時期がきた時にまた新しく木古内にいていただくために、我が町として取り組めることはなにかないのかなと考えるんですけれども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長(又地信也議員) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時50分  
再開 午後2時57分

○議長(又地信也議員) 休憩を解き、会議を再開いたします。  
副町長。

○副町長(羽沢裕一君) このたびの指定金融機関の変更と言いますか指定にあたって、しっかりと事前にうみ街信用金庫、そして町と協議した中で、事前準備というものを進めておりますので、特にそれに対して指定金融機関に対して、変えるんだからなにかとかというそういう議論には当然ならないということで、ご理解いただければと思います。以上です。

○議長(又地信也議員) ほかに質疑ございませんか。  
(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第10号 木古内町指定金融機関の指定については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也議員) 全員起立です。



よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する協議について

○議長(又地信也議員) 日程第19 議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

3ページの資料、新旧対照表をお開きください。

このたびの規約の一部変更は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、マイナンバーカードの被保険者証一体化に伴い、被保険者証の資格管理に関する事務ほか関連業務の各規定を削除する内容で、変更にあたっては、地方自治法第291条11の規定により、関係市町村の議会の議決を求めるものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行することとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する協議については、原案のとおり可決することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(又地信也議員) 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について

○議長(又地信也議員) 日程第20 同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** ただいま上程になりました、同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

このたびの木古内町教育委員会委員の任命について同意を求める竹田光伸氏は、昭和62年に日本菓子専門学校を卒業されたのち、本州での製菓店勤務を経て、現在は、有限会社末広庵の代表取締役社長を務められております。

平成24年10月から木古内町教育委員会委員として、3期12年間、当町の教育推進に貢献されております。

また、これまで、木古内商工会青年部の副部長や、木古内町青年団体連絡協議会の副会長を務めるなど、人望が厚く教育委員として適任であり、今後における当町の教育推進に貢献していただけるものと確信をしております。

なお、任期は4年間で、令和6年10月1日から令和10年の9月30日まででございます。

以上、提案理由といたしますので、ご審議を賜りまして、満場一致でご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也議員)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

## 同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について

**○議長(又地信也議員)** 日程第21 同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(鈴木慎也君)** ただいま上程になりました、同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

このたびの木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める名須賀六男氏は、昭和49年3月に北海道木古内高等学校を卒業後、同年4月に木古内町役場職員となられ、税務課課税係、保健福祉課長などを歴任し、平成30年3月に木古内町役場を退職されたのち、平成30年10月から固定資産評価審査委員会委員に選任され、現在に至っております。

委員2期6年間と、税務課職員としての知識と経験を生かして、委員の職責を果たしていただけるものと確信をしております。

なお、任期は3年間で、令和6年10月1日から令和9年の9月30日まででございます。

以上、提案理由といたしますので、ご審議を賜りまして、満場一致でご同意を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

同意案第2号 木古内町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成のかたは、ご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也議員)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

## 認定第1号から認定第10号(令和5年度各会計決算)

**○議長(又地信也議員)** 日程第22 認定第1号 令和5年度木古内町一般会計決算認定についてほか9件は、関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

**○議会事務局長(片桐一路君)** それでは、朗読いたします。

日程第22 認定第1号 令和5年度木古内町一般会計決算認定について、日程第23 認定第2号 令和5年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第24 認定第3号 令和5年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第25 認定第4号 令和

5年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について、日程第26 認定第5号 令和5年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について、日程第27 認定第6号 令和5年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について、日程第28 認定第7号 令和5年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について、日程第29 認定第8号 令和5年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第30 認定第9号 令和5年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について、日程第31 認定第10号 令和5年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定について。以上でございます。

**○議長(又地信也議員)** 朗読が終わりました。

以上、認定第1号 令和5年度木古内町一般会計決算認定についてほか9件については関連がありますので、一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま一括議題といたしました10件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、令和5年度木古内町決算審査特別委員会を設置するとともに、議長及び監査委員の東出議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** ご異議ないものと認め、ただいま一括議題としました10件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、令和5年度木古内町決算審査特別委員会を設置し、議長及び監査委員の東出議員を除く8名の全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

次に、ただいま設置されました、令和5年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** ご異議ないものと認め、令和5年度木古内町決算審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任することに決定をいたしました。

これより、木古内町議会委員会条例第9条第1項の規定による、委員長及び副委員長の互選を行うため、特別委員会の開催をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

<b>休憩</b>	<b>午後3時11分</b>
<b>再開</b>	<b>午後3時23分</b>

**○議長(又地信也議員)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回令和5年度木古内町決算審査特別委員会が開催されました。委員長及び副委員長の互選が行われたので、ご報告いたします。

令和5年度木古内町決算審査特別委員会委員長に3番 廣瀬雅一議員、副委員長に8番 苅部礼司議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

## 休 会 の 宣 告

○議長(又地信也議員) お諮りいたします。

ただいま設置されました、令和5年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也議員) 異議なしと認めます。

よって、令和5年度木古内町決算審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会することに決定をいたしました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

皆様、どうもご苦勞様でした。

( 午後3時25分 休会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月2日

木古内町議会議長 又地信也

署名議員 安齋彰

署名議員 相澤巧

## 令和6年9月10日（火）第2号

- 開会日時 令和6年9月10日（火曜日）午前10時30分  
○ 閉会日時 令和6年9月10日（火曜日）午前10時52分
- 

・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	安齋彰	
2番	東出洋一	7番	相澤巧	
3番	廣瀬雅一	8番	苅部礼司	
4番	竹田努	副議長	9番	吉田裕幸
5番	新井田昭男	議長	10番	又地信也

---

・欠席議員（なし）

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
教育長	藤澤義博
総務課長	幅崎英樹
税務課長	阿部亮輔
会計管理者	阿部亮輔
町民課長	畑中正実
保健福祉課長	吉田宏
まちづくり未来課長	田畑裕
産業経済課長	中山啓
商工観光創生室長	福井弘生
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	西山敬二
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
生涯学習課長	加藤隆一
給食センター長	加藤隆一
農業委員会事務局長	中山啓
代表監査委員	柿崎重朋

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	片桐一路
議事担当主査	山下恵美

令和6年第3回木古内町議会定例会議事日程

第2号 令和6年9月10日(火)

午前10時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		令和5年度木古内町決算審査特別委員会報告
3	発議案 第1号	議会閉会中の所管事務調査について
4	意見書案第1号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
5		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について



令和6年9月10日

木古内町議会

議長 又 地 信 也 様

令和5年度木古内町決算審査特別委員会

委員長 廣 瀬 雅 一

令和5年度木古内町決算審査特別委員会報告書

令和6年第3回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
6.9.2	廣瀬、苅部、平野 竹田、新井田、安齋 相澤、吉田	なし	なし	片桐 山下
6.9.3	廣瀬、苅部、平野 竹田、新井田、安齋 相澤、吉田	なし	鈴木町長、羽沢副町長、幅崎総務課長 柿崎代表監査委員、東出監査委員、片桐監査委員事務局長 幅崎選管書記長、羽澤主査、佐藤（利）主査、工藤主査 又地議長、片桐議会事務局長、山下主査、 田畑まちづくり未来課長、中村主査、大山主査、斉藤主事 中山農業委員会事務局長、加藤（崇）主任 中山産業経済課長、福井商工観光創生室長、石川主査 西塚主査、中川主査、木本主任、高橋主任、福井主事 鎌田主事、荒谷主事	片桐 山下
6.9.4	廣瀬、苅部、平野 竹田、新井田、安齋 相澤、吉田	なし	鈴木町長、羽沢副町長、幅崎総務課長 吉田保健福祉課長、菅原主査、敦澤主査、西村主任 中村主任、佐々木保健師、阿部税務課長、渡辺主査 佐藤（萌）主査、畑中町民課長、佐藤（元）主査 柏谷主査、吉田主査、武部主査、小澤病院事業管理者 西山病院事務局長、西嶋主査、益子総看護師長 堂前主事、東事務長	片桐 山下
6.9.5	廣瀬、苅部、平野 竹田、新井田、安齋 相澤、吉田	なし	鈴木町長、羽沢副町長、幅崎総務課長 藤澤教育長、加藤生涯学習課長、敦澤（祐）主査 太田主査、加藤学校給食センター長、吉田（広）主事 構口建設水道課長、小西主査、岩本主査、木本主査 村上主査、神力主任、吉本主事、加納技師	片桐 山下
6.9.10	廣瀬、苅部、平野 竹田、新井田、安齋 相澤、吉田	なし	なし	片桐 山下

## 2. 審査事項

認定第1号	令和5年度木古内町一般会計決算認定について
認定第2号	令和5年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	令和5年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第4号	令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第5号	令和5年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について
認定第6号	令和5年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について
認定第7号	令和5年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第8号	令和5年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について
認定第9号	令和5年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について
認定第10号	令和5年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定について

## 3. 審査結果

認定第1号 令和5年度木古内町一般会計決算認定のほか9件について、慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定した。

## 4. 審査所見

令和5年度各会計決算のなかで一般会計の決算状況は、実質収支は234,369千円で、前年度より40,206千円の減少となり、基金及び積立金の残高は令和6年3月末現在で前年度より30,128千円増加の2,978,115千円となりました。税収は前年度より収納率が向上しており、担当職員の努力が認められる。今後は人口減少に伴う税収や普通交付税の減少も考えられることから、自主財源の確保に向けて努力されたい。

町では、各種健診事業をはじめ、心房細動モニタリング事業を実施しており、疾病の予防と健康寿命の延伸を図るために極めて効果的であるといえる。健診等を受けられた方や事業に参加された方々へのサポートを行い、町の医療機関と連携を図ることで、疾病の早期発見、早期治療が可能となり医療費の抑制にも繋がることから、こうした各種保健事業をはじめとする医療福祉行政の推進のため、フォローアップ体制の構築を図っていただきたい。

病院事業の令和5年度決算は、172,758千円の純損失であり、その要因は入院患者数の減とコロナ時の病床確保の補助金が減ったことによる大幅な収入減であった。このまま推移した場合、経営難に陥ることが懸念されるため早急に対策が必要であるとのことから、令和5年度に策定した「木古内町国民健康保険病院経営強化プラン」に基づき経営強化を図るとともに、最大の課題である常勤医の確保に全力を尽くすとの説明があった。医師の確保については大きな労力を要するが、病院事業の安定経営のため最大限の努力をされたい。

決算審査特別委員会の審査においては、各課からの主要な施策事業等説明書により説明がなされたが、事業の実施効果までを記載している課がある一方で、実績数値のみの課も見受けられた。また、予算書と決算書の事業名等の相違や、不用額の説明資料の記載内容が一部分かりにくい等の指摘が挙げられた。いずれも行政からの説明で理解できる案件ではあったが、令和6年度の決算については留意いただきたい。

今回の決算審査を終えて、委員からの質疑に対し担当者は的確に答弁をされていたと感じる。今後も町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりのため、時代のニーズにあった行政サービスの提供と持続可能な行財政運営を期待する。

( 午前10時30分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也議員) 定刻になりましたので、ただいまから9月2日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員については、タブレットに配信のとおりであります。吉田(宏)保健福祉課長は突然の来客により、遅刻といたします。

また、小澤病院事業管理者につきましては、本日公務のため欠席となっております。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也議員) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

8番 荻部礼司議員、9番 吉田裕幸議員。以上、2名を指名いたします。

## 令和5年度木古内町決算審査特別委員会報告

○議長(又地信也議員) 日程第2 令和5年度木古内町決算審査特別委員会報告。

令和6年9月2日開催の令和6年第3回木古内町議会定例会において設置されました、令和5年度木古内町決算審査特別委員会の報告を求めます。

令和5年度木古内町決算審査特別委員会委員長 3番 廣瀬雅一議員。

○3番(廣瀬雅一議員) 皆さん、おはようございます。

それでは、報告いたします。

令和6年9月10日 木古内町議会議長 又地信也様。令和5年度木古内町決算審査特別委員会委員長 廣瀬雅一。

令和5年度木古内町決算審査特別委員会報告書。

令和6年第3回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり審査を終了したので、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

記 1. 会議開催状況。

開催日 令和6年9月2日、出席委員 廣瀬、荻部、平野、竹田、新井田、安齋、相澤、吉田、欠席委員はなしでございます。説明員もなしでございます。事務局 片桐局長、山下主査。

令和6年9月3日、出席委員 廣瀬、荻部、平野、竹田、新井田、安齋、相澤、吉田、欠席

委員はなし。説明員 鈴木町長、羽沢副町長、幅崎総務課長、柿崎代表監査委員、東出監査委員、片桐監査委員事務局長、幅崎選管書記長、羽澤（真）主査、佐藤（利）主査、工藤主査、又地議長、片桐議会事務局長、山下主査、田畑まちづくり未来課長、中村主査、大山主査、齋藤主事、中山農業委員会事務局長、加藤（崇）主任、中山産業経済課長、福井（弘）商工観光創生室長、石川主査、西塚主査、中川主査、木本（こ）主任、高橋主任、福井（太）主事、鎌田主事、荒谷主事。事務局 片桐局長、山下主査。

令和6年9月4日、出席委員 廣瀬、苅部、平野、竹田、新井田、安齋、相澤、吉田、欠席委員はありません。説明員 鈴木町長、羽沢副町長、幅崎総務課長、吉田（宏）保健福祉課長、菅原主査、敦澤（裕）主査、西村主任、中村主任、佐々木保健師、阿部税務課長、渡辺主査、佐藤（萌）主査、畑中町民課長、佐藤（元）主査、柏谷主査、吉田（匠）主査、武部主査、小澤病院事業管理者、西山病院事務局長、西嶋主査、益子総看護師長、堂前主事、東事務長。事務局 片桐事務局長、山下主査。

令和6年9月5日、出席委員は廣瀬、苅部、平野、竹田、新井田、安齋、相澤、吉田委員です。欠席委員はありません。説明員 鈴木町長、羽沢副町長、幅崎総務課長、藤澤教育長、加藤生涯学習課長、敦澤（祐）主査、太田主査、加藤学校給食センター長、吉田（広）主事、構口建設水道課長、小西主査、岩本主査、木本（邦）主査、村上（浩）主査、神力主任、吉本主事、加納技師。事務局 片桐局長、山下主査。

令和6年9月10日、出席委員 廣瀬、苅部、平野、竹田、新井田、安齋、相澤、吉田、欠席委員はありません。説明員もありません。事務局 片桐事務局長、山下主査。

## 2. 審査事項。

認定第1号 令和5年度木古内町一般会計決算認定について、認定第2号 令和5年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について、認定第3号 令和5年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第4号 令和5年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第5号 令和5年度木古内町簡易水道事業会計決算認定について、認定第6号 令和5年度木古内町高齢者介護サービス事業会計決算認定について、認定第7号 令和5年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第8号 令和5年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について、認定第9号 令和5年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について、認定第10号 令和5年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計決算認定について。

## 3. 審査結果。

認定第1号 令和5年度木古内町一般会計決算認定のほか9件について、慎重に審査を行った結果、当委員会としていずれも認定すべきと決定しました。

## 4. 審査所見。

令和5年度各会計決算の中で一般会計の決算状況は、実質収支は2億3,436万9,000円で、前年度より4,020万6,000円の減少となり、基金及び積立金の残高は令和6年3月末現在で、前年度より3,012万8,000円増加の29億7,811万5,000円となりました。

税収は前年度より収納率が向上しており、担当職員の努力が認められる。今後は、人口減少に伴う税収や普通交付税の減少も考えられることから、自主財源の確保に向けて努力されたい。

町では、各種健診事業をはじめ、心房細動モニタリング事業を実施しており、疾病の予防

と健康寿命の延伸を図るために極めて効果的であるといえる。

健診等を受けられたかたや事業に参加された方々へのサポートを行い、町の医療機関と連携を図ることで、疾病の早期発見、早期治療が可能となり医療費の抑制にもつながることから、こうした各種保健事業をはじめとする医療福祉行政の推進のため、フォローアップ体制の構築を図っていただきたい。

病院事業の令和5年度決算は、1億7,275万8,000円の純損失であり、その要因は入院患者数の減とコロナ時の病床確保の補助金が減ったことによる大幅な収入減であった。このまま推移した場合、経営難に陥ることが懸念されるため、早急に対策が必要であるとのことから、令和5年度に策定した木古内町国民健康保険病院経営強化プランに基づき経営強化を図るとともに、最大の課題である常勤医の確保に全力を尽くすとの説明があった。医師の確保については大きな労力を要するが、病院事業の安定経営のため最大限の努力をされたい。

決算審査特別委員会の審査においては、各課からの主要な施策事業等説明書により説明がなされたが、事業の実施効果までを記載している課がある一方で、実績数値のみの課も見受けられた。

また、予算書と決算書の事業名等の相違や、不用額の説明資料の記載内容が一部わかりにくい等の指摘が挙げられた。いずれも行政からの説明で理解できる案件ではあったが、令和6年度の決算については留意いただきたい。

今回の決算審査を終えて、委員からの質疑に対し、担当者は的確に答弁をされていたと感じる。今後も町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりのため、時代のニーズにあった行政サービスの提供と持続可能な行財政運営を期待いたします。

**○議長(又地信也議員)** 令和5年度木古内町決算審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は議長及び監査委員の東出議員を除く8名の全議員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** ご異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号 令和5年度木古内町一般会計決算認定についてほか9件につきましては、令和5年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成のかたはご起立願います。

(全員起立)

**○議長(又地信也議員)** 全員起立です。

よって、認定第1号 令和5年度木古内町一般会計決算認定についてほか9件につきましては、令和5年度木古内町決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

### 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

**○議長(又地信也議員)** 日程第3 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より別紙のとおり、その所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** ご異議なしと認め、本案については原案とおおり承認することに決定をいたしました。

### **意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書**

**○議長(又地信也議員)** 日程第4 意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番 荻部礼司議員。

**○8番(荻部礼司議員)** 8番 荻部礼司です。

意見書案第1号 令和6年9月10日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 荻部礼司、賛成者 木古内町議会議員 平野武志、同じく相澤 巧。

意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

北海道は豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークの整備が必要不可欠である。

加えて、積雪寒冷地の本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至るまで道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取り組みをより一層推進するため、以下の事項について、内閣総理大臣及び各関

係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長(又地信也議員)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

意見書案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については、原案のとおり可決することに賛成のかたはご起立願います。

(賛成者起立)

**○議長(又地信也議員)** 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

#### 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

**○議長(又地信也議員)** 日程第5 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、別紙配付のとおりですが、今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也議員)** ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也議員) 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年第3回木古内町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労様でした。

( 午前10時52分 閉会 )



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月10日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 苧 部 礼 司

署 名 議 員 吉 田 裕 幸